

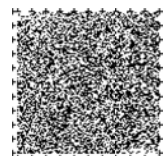
中 央 市 第2次障がい者計画

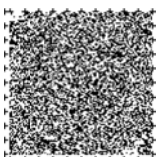
(平成29年度～平成35年度)

障がいのある人もない人もお互いに理解を深め、
ささえあいの地域の中で、
その人らしくいきいきと暮らすことができる社会の実現



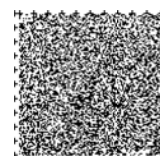
平成29年3月
中 央 市

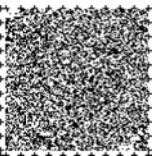




*** 目 次 ***

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格・位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
第2章 障がいのある人の現状	4
1 統計データからみた現状と課題.....	4
2 アンケート調査からみた障がいのある人の現状.....	10
第3章 計画の基本的な考え方	26
1 計画の基本理念.....	26
2 計画の基本目標.....	26
3 施策の体系.....	28
第4章 基本計画	30
【基本目標1】 ともに尊重しあい、ささえあいによる地域づくり	30
(1) 障がいのある人とない人の相互理解の促進.....	30
(2) 差別解消及び権利擁護の推進.....	31
(3) 協働体制の整備.....	32
【基本目標2】 自分らしく学び、働き、社会に参加できる環境づくり	33
(1) 療育・保育・教育における支援の充実.....	33
(2) 雇用・就労及び経済的自立への支援の充実.....	34
(3) 社会参加への支援の充実.....	35
【基本目標3】 誰もが安心して、住み慣れた地域で暮らせるまちづくり	36
(1) 保健・医療の充実.....	36
(2) 障がいのある人の自立した生活をささえるサービスの充実.....	37
(3) 入所者・入院者の地域生活への移行の推進.....	39
(4) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進.....	40
(5) 安心・安全の確保.....	41
第5章 計画の推進に向けて	42
1 計画の周知・啓発.....	42
2 推進体制の構築.....	42
3 計画の点検・評価.....	42
資料編	42
1 障がい者制度改革の動向.....	44
2 中央市第2次地域福祉計画・障がい者計画策定委員名簿.....	46





第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

「障害者白書（平成 28 年度版）」によると、現在の日本における障がいのある人の概数は、身体障がい者が 393 万 7 千人、知的障がい者が 74 万 1 千人、精神障がい者が 392 万 4 千人とされています。複数の障がいを併せ持つ者もいるため、単純な合計にはならないものの、国民のおよそ 6.7%が何らかの障がいを有していることとなります。

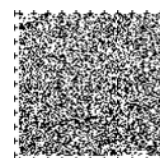
近年における本市の障害者手帳所持者数は微減傾向に転じており、平成 27 年度末の障がいのある人は 1,587 人（重複あり）と、総人口に占める割合は 5.1%で、国の平均を若干下回っています。人数的には増加していないものの、新たに発達障がい*や難病*の方が障がい福祉サービスの対象となるなど、複雑化・多様化する障がい福祉に関するニーズへの適切な対応が求められています。

このような状況の中、国では、近年、障がい者に関する様々な法律や制度改革を集中的に推進してきました。平成 22 年には障害者自立支援法を改正し、さらに平成 25 年には、この法律の名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）と改めると同時に、目標として障がい者の地域での生活を総合的に支援することを掲げました。また、平成 23 年には「障害者基本法」の改正、平成 24 年には「障害者虐待防止法」の施行、平成 25 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（平成 28 年 4 月施行）と、障がい者をめぐる法制度を大きく変革させてきました。このような一連の法改正を受け、平成 26 年には「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准しています。

本市では、平成 19 年度に策定した『障害者計画・障害福祉計画』、平成 27 年度に策定した『第 4 期中央市障がい福祉計画』に沿って、障がい者を支援するための施策を行ってきました。社会情勢の変化や障がいのある人のニーズに対応するため、新たに『第 2 次中央市障がい者計画』を策定します。

* 発達障がい：平成 17 年 4 月施行の発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（AD/HD）、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとしている。

* 難病：平成 25 年 4 月より障害者総合支援法の障がい者の範囲に難病の方が加わり、平成 27 年 1 月から対象疾病が 130 から 151 疾病に拡大された。



2 計画の性格・位置づけ

中央市の障がい者施策 及び 障がい者福祉サービスに関係する主要な行政計画として、「障がい者計画」と「障がい福祉計画」の2つがあります。

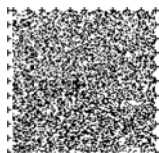
「障がい者計画」は、『障害者基本法』第11条第3項に基づき、障がい者施策の基本方向を総合的かつ体系的に定める計画です。これに対し「障がい福祉計画」は、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）』第88条に基づき障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について、具体的なサービス量等を定めている事業計画です。

今回、現行の「中央市障害者計画（平成19年度～平成28年度）」の計画期間が終了となることから、これまでの計画を見直し、平成29年度から平成35年度までの7年間で計画期間とする新たな「中央市第2次障がい者計画」を策定します。

< 計画の性格 >

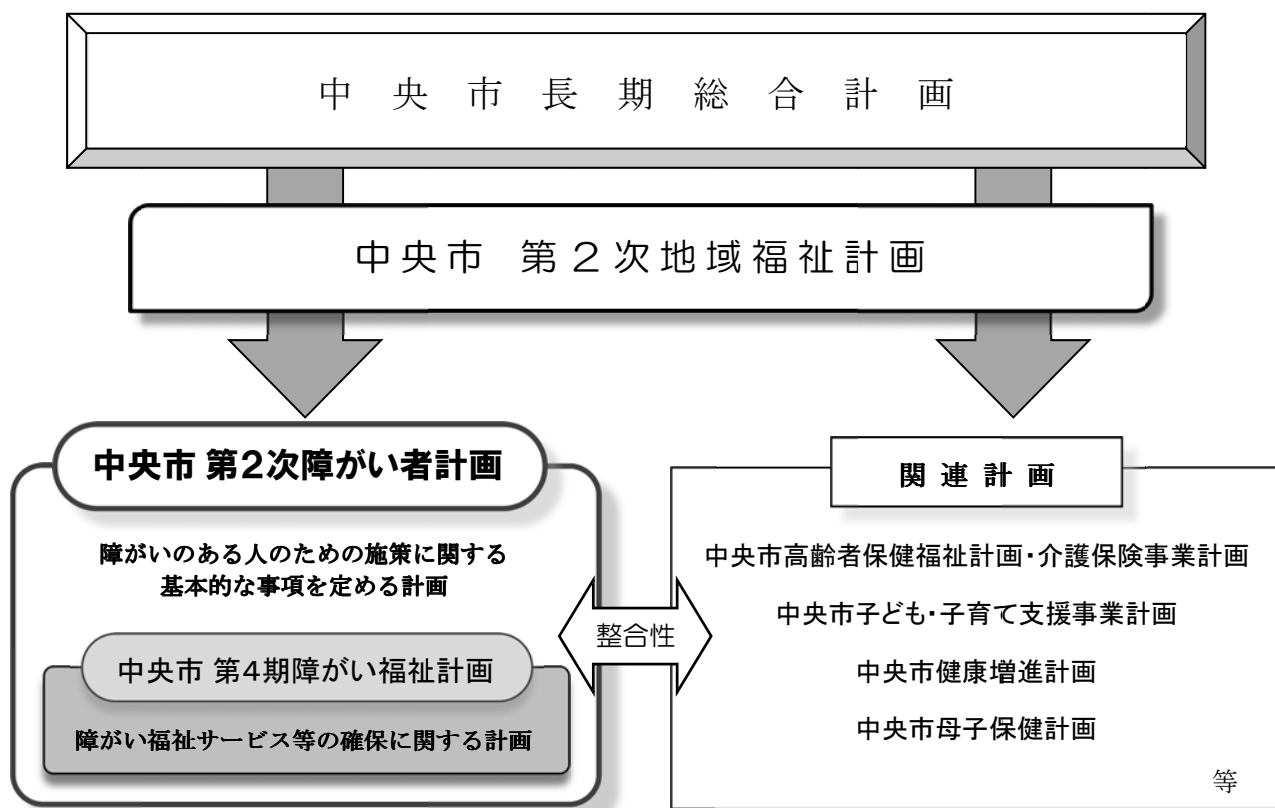
	中央市 障害者計画	中央市 第4期障がい福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第11条 第3項	障害者総合支援法 第88条
位置づけ	障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画	障がい福祉サービス等の確保に関する計画
基本理念	地域で支え合いながら、安心して自立した生活を送ることのできる共生社会の実現	
基本目標等	【基本目標】 ① 自立支援と社会参加の促進 ② バリアフリーのまちづくり ③ 障がい者理解の促進と地域生活支援体制の充実 ④ 相談体制 及び 情報体制の整備	【基盤整備に関する基本的な視点】 ① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援 ② 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施 ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 ④ 障がい児支援の提供体制の確保
計画期間	平成19年度～平成28年度 (自治体によって異なるが、概ね5年～10年程度)	平成27年度～平成29年度 (平成18年度より、3年を1期として策定)

今回、基本目標等を含め、
見直した計画はこちら



また、中央市の最上位計画である「中央市長期総合計画」をはじめ、同時並行で今年度見直し策定される「第2次地域福祉計画」等の関連計画との整合性を保ちます。

< 計画の位置づけ >

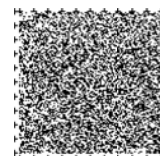


3 計画の期間

今回、見直し策定する「中央市 第2次障がい者計画」の計画期間は、平成29年度～平成35年度の7年間とします。ただし、計画期間内に、障がいのある人を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合は、その都度計画を見直すこととします。

< 計画の期間 >

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
障がい者計画 (H19～H28)		第2次障がい者計画(平成29年度～平成35年度)							第3次障がい者計画 (H36～)		
第4期 障がい福祉計画		第5期 障がい福祉計画		第6期 障がい福祉計画			第7期 障がい福祉計画				

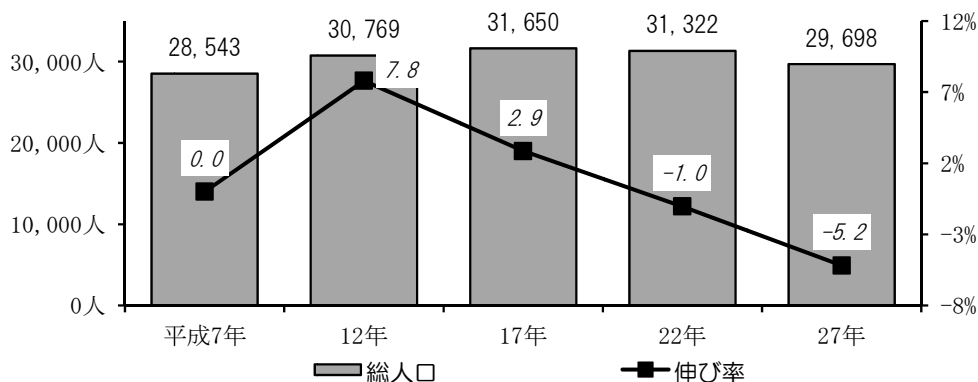


第2章 障がいのある人の現状

1 統計データからみた現状と課題

(1) 人口の構造

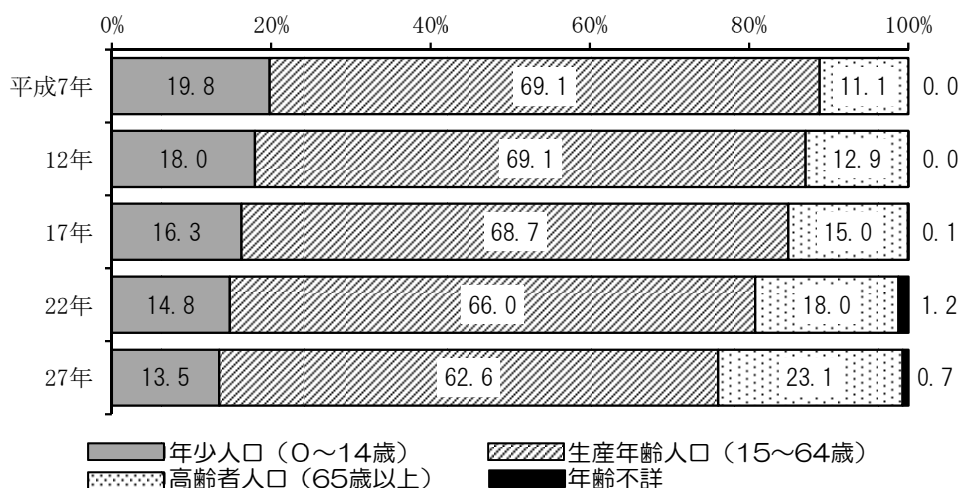
① 中央市の人口の推移



資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

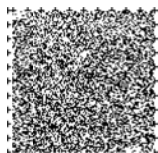
平成27年国勢調査における中央市の総人口は、29,698人となっています。平成17年までは、僅かながら増加傾向でしたが、平成22年以降は減少に転じ、伸び率や総人口数も減少しており、平成27年では再度30,000人を下回る結果となっています。

② 年齢3区分別人口比率の推移



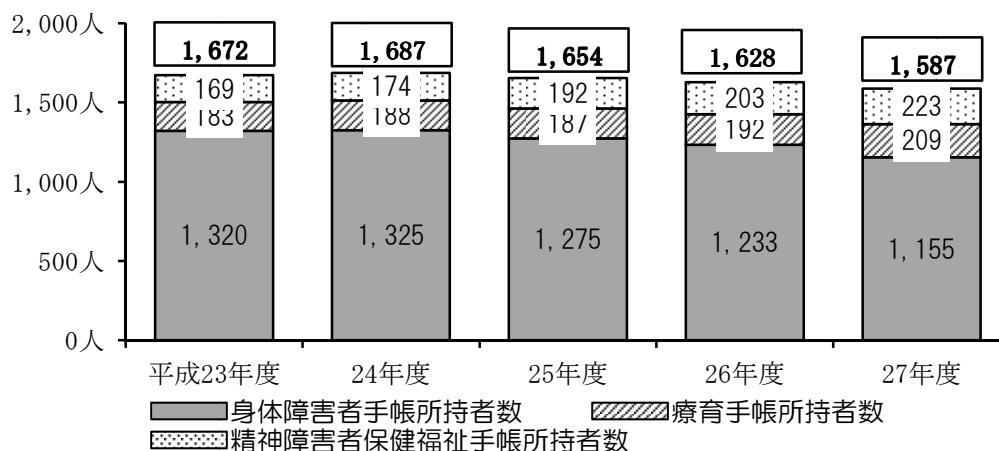
資料：「国勢調査」（各年10月1日時点）

平成27年の年齢別人口比率は、「年少人口」が13.5%、「生産年齢人口」が62.6%、「高齢者人口」が23.1%となっています。平成7年度と比較すると、「年少人口」は6.3ポイント、「生産年齢人口」は6.5ポイントそれぞれ減少、一方「高齢者人口」は12.0ポイント増加しており、少子高齢化の進行が顕著に現れています。



(2) 障がいのある人の状況

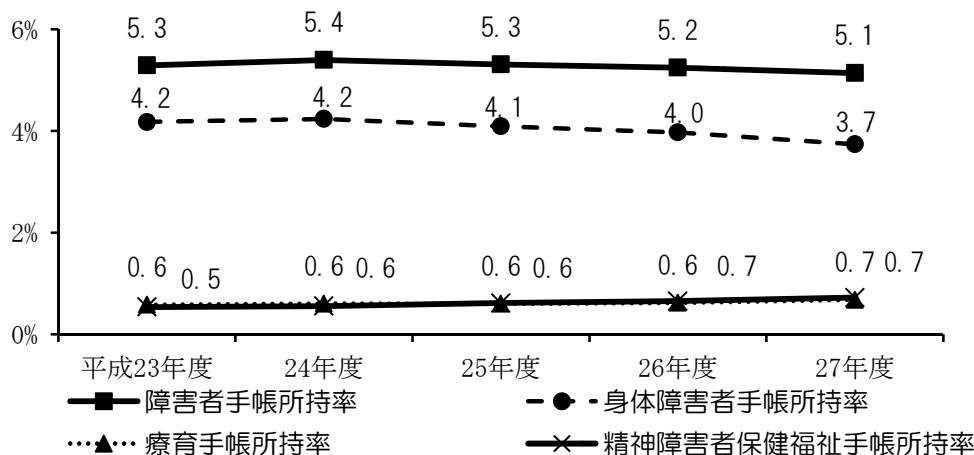
① 手帳の種類別手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年度末現在）

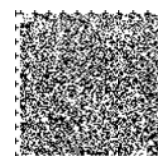
近年における本市の障害者手帳の種類別所持者数は、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にありますが、最も人数の多い身体障害者手帳の所持者が平成24年度以降、減少し続けているため、全体では微減傾向となっており、平成27年度では1,587人となっています。

② 手帳の種類別手帳所持率（総人口比）の推移



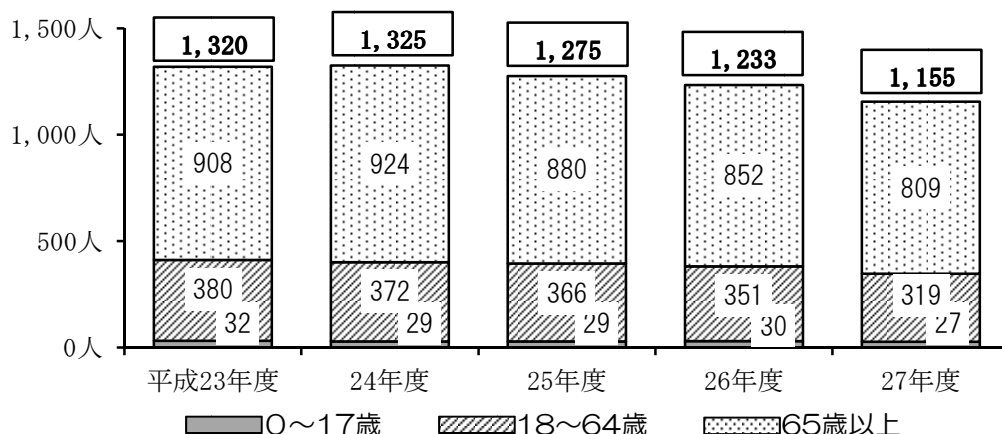
資料：福祉課（各年度末現在）

総人口に対する障害者手帳の所持率は、療育手帳所持率と精神障害者保健福祉手帳所持率はともに0.5～0.7%で推移しており、ほぼ横ばいです。一方、身体障害者手帳所持率は、平成24年度以降、年々減少しており、平成27年度では3.7%となっています。



(3) 身体障がい者の状況

① 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年度末現在）

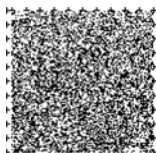
身体障害者手帳の所持者は、平成24年度以降減少しており、平成27年度では1,155人と、平成23年度よりも165人少なくなっています。年齢層別にみると、いずれの年齢層においても減少傾向にあります。

② 障がいの種類別・等級別身体障害者手帳所持者数

	視覚障がい	聴覚平衡機能障がい	音声言語そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
1級(人)	19	2	1	147	213	382
2級(人)	13	42	1	138	5	199
3級(人)	3	7	13	121	55	199
4級(人)	2	16	4	141	150	313
5級(人)	9	0	0	60	0	69
6級(人)	4	34	0	33	0	71
合計(人)	50	101	19	640	423	1,233

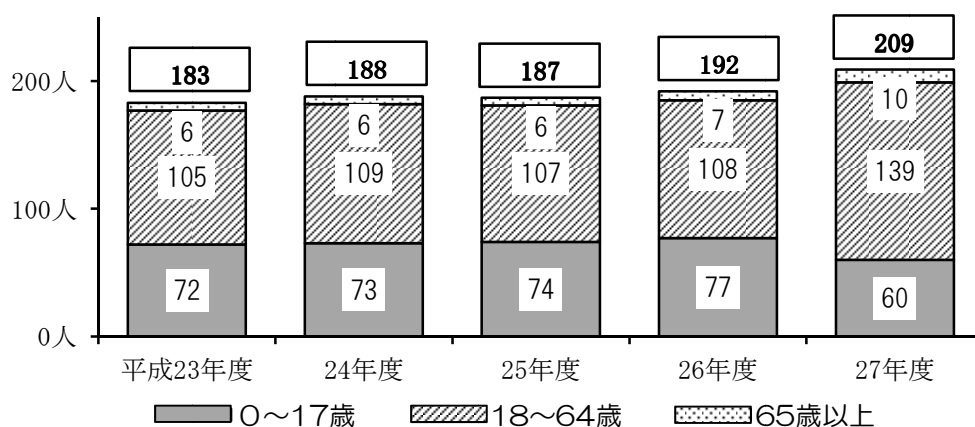
資料：福祉課（平成28年3月31日時点）

平成27年度の種類別・等級別にみた身体障害者手帳所持者数は、「肢体不自由」が640人と、半数を超えて最も多くなっています。等級別では、1級・4級において「内部障がい」、2級・3級・5級においては「肢体不自由」、6級においては「聴覚平衡機能障がい」が最も多くなっています。



(4) 知的障がい者の状況

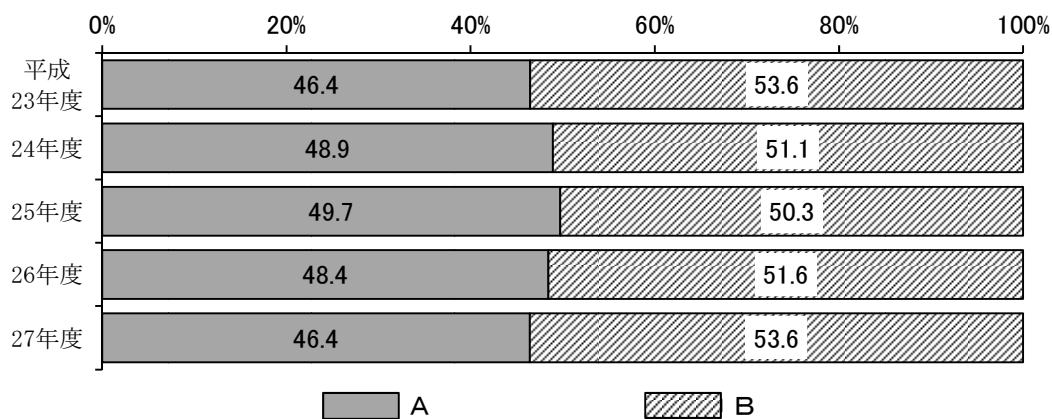
① 年齢別療育手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年度末現在）

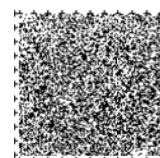
療育手帳の所持者は、平成25年度に1人減少していますが、平成26年度と27年度は微増傾向にあります。年齢層別にみると、18～64歳が半数以上を占めており、平成27年度は、平成26年度よりも31人増加しています。

② 等級別療育手帳所持者数の推移



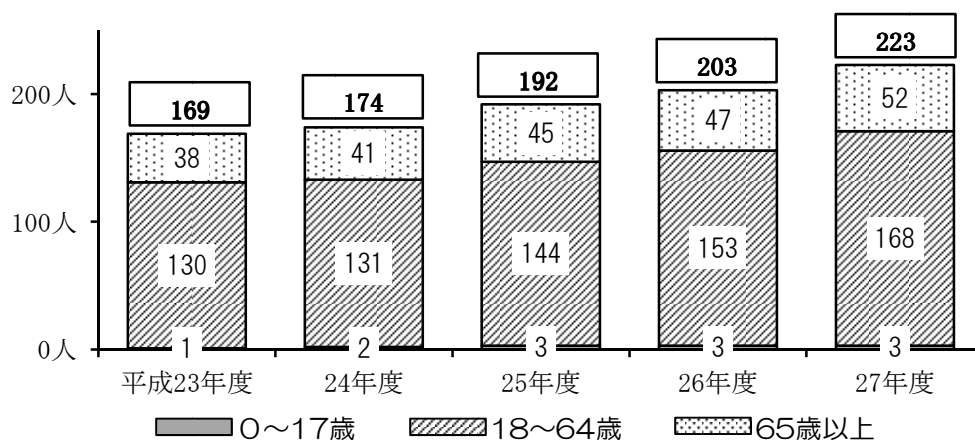
資料：福祉課（各年度末現在）

療育手帳所持者数の等級別の割合をみると、軽度の程度Bがやや多く、程度Aは46～49%台で、程度Bは51～53%台で推移しています。



(5) 精神障がい者の状況

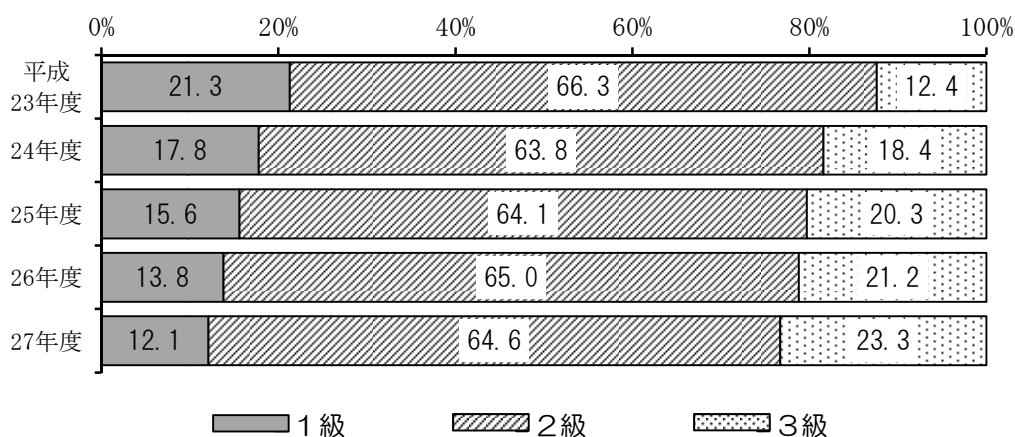
① 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：福祉課（各年度末現在）

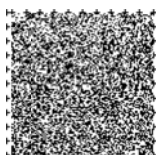
精神障害者保健福祉手帳の所持者は年々増加しており、平成27年度では223人と、平成23年度よりも54人増えています。年齢層別にみると、18～64歳が7割以上を占めており、増加している人数もこの年齢層が中心となっています。

② 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の割合の推移



資料：福祉課（各年度末現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の割合の推移をみると、比較的程度の軽い3級の割合が増加し、重度の1級の割合が減少している傾向が顕著にみられます。



(6) 就園・就学の状況

① 特別支援学級の状況（小学校・中学校）

		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
小学校	設置校数（校）	6	6	6	6	6
	学級数（級）	11	12	9	11	10
	生徒数（人）	27	27	23	25	26
中学校	設置校数（校）	2	2	2	2	2
	学級数（級）	3	4	4	4	4
	生徒数（人）	15	16	11	11	14

資料：教育委員会（各年5月1日時点）

平成27年度の小学校における特別支援学級の設置校数・学級数・生徒数は、6校・10級・26人となっています。平成23年度以降、学級数・生徒数は増減を繰り返していますが、設置校数は横ばいの傾向となっています。

また、平成27年度の中学校における特別支援学級の設置校数・学級数・生徒数は、2校・4級・14人となっています。平成23年度以降、設置校数・学級数はほとんど同じ傾向で推移していますが、生徒数は増減を繰り返しています。

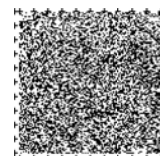
② 障がい児の在籍状況（保育所・幼稚園）

		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
保育所	在籍児数（人）	769	787	805	782	772
	在籍障がい児数（人）	22	21	23	13	10
	在籍率（％）	2.9	2.7	2.9	1.7	1.3
	加配保育士数（人）	11	13	12	7	6
幼稚園	在籍児数（人）	217	231	210	231	246
	在籍障がい児数（人）	0	0	1	2	3
	在籍率（％）	0.0	0.0	0.5	0.9	1.1
	加配教員数（人）	0	0	0	0	1

資料：市内の各保育所・幼稚園より（各年度4月1日現在）

平成27年度の保育所における在籍障がい児数は、10人となっています。平成25年度までは20人台で推移していますが、平成26年度以降は10人台で推移しています。

また、平成27年度の幼稚園における在籍障がい児数は、3人となっています。保育所の在籍児数に比べると、少ない人数で推移しています。



2 アンケート調査からみた障がいのある人の現状

調査の目的		障害者基本法（第 11 条）に基づいて、障がい福祉の施策を総合的に推進するために策定する「中央市 第 2 次障がい者計画」の基礎資料とすることを目的に、一般市民及び障害者手帳所持者を対象に実施しました。				
調査の内容		【一般市民】		【障害者手帳所持者】		
		*回答者の属性	*障がい者福祉への関心	*回答者の属性	*障がいの状態について	
		*障がい者への支援について	*障がい者の雇用について	*日常生活について	*相談体制について	
		*障がい児の就学について	*情報の入手手段	*情報収集について	*就労について	
		*障がいに関する言葉の認知状況	*障がいに対する差別	*就園・就学について	*介助者について	
		*まちづくりについて		*災害時のことについて	*今後の取組みについて	
調査の方法	調査地域	中央市全域				
	調査対象	中央市在住の 20 歳以上の男女 1,000 人	障害者手帳所持者全員 1,313 人(悉皆)			
	抽出方法	住民基本台帳から等間隔無作為抽出				
	調査方法	郵送配布・郵送回収（お礼兼督促状 1 回発送）				
	調査期間	平成 28 年 6 月 10 日～平成 28 年 7 月 14 日				
回収状況		有効回収数：553 票（有効回収率＝55.3%）		有効回収数：807 票（有効回収率＝61.4%）		

《 一般市民 》

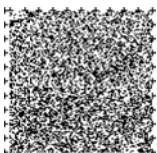
(1) 回答者の属性

① 基本属性

性別	男性	女性	無回答
	248 (44.8%)	301 (54.4%)	4 (0.7%)

年代	20 代・30 代	40 代・50 代	60 歳以上	無回答
	146 (26.4%)	180 (32.5%)	217 (39.2%)	10 (1.8%)

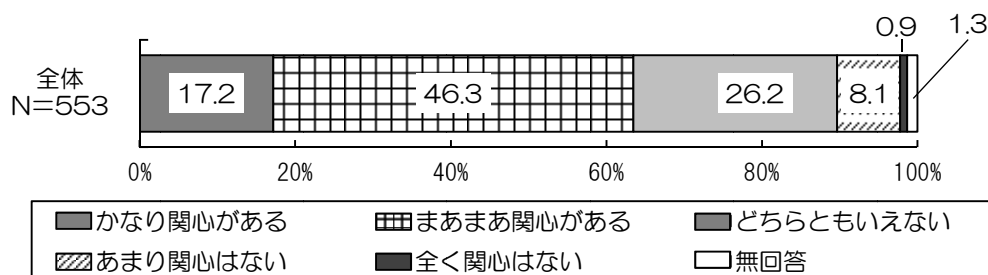
居住区	田富地区	玉穂地区	豊富地区	無回答
	293 (53.0%)	195 (32.5%)	62 (11.2%)	3 (0.5%)



(2) 障がい者福祉への関心

① 障がい者福祉への関心

問 あなたは、障がいのある人の福祉について関心をお持ちですか。(〇は1つ)

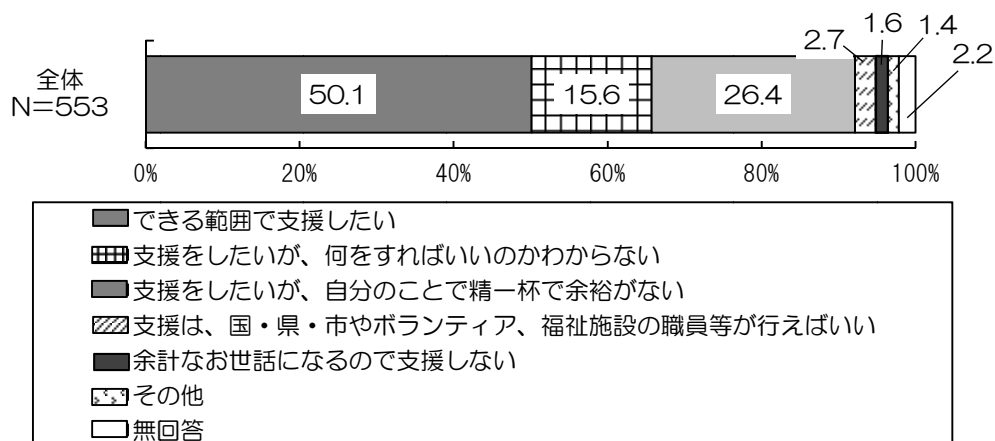


障がいのある人の福祉について、『関心がある』（「かなり関心がある」＋「まあまあ関心がある」）は63.5%、『関心はない』（「あまり関心はない」＋「全く関心はない」）は9.0%で、『関心がある』が6割を超えて多くなっており、障がい福祉に対する関心が高いことがうかがえます。

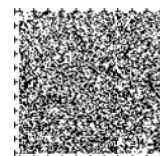
(3) 障がい者への支援について

① 障がい者支援に対する考え方

問 あなたは、障がいのある人に対する支援についてどのような考えをお持ちですか。(〇は1つ)



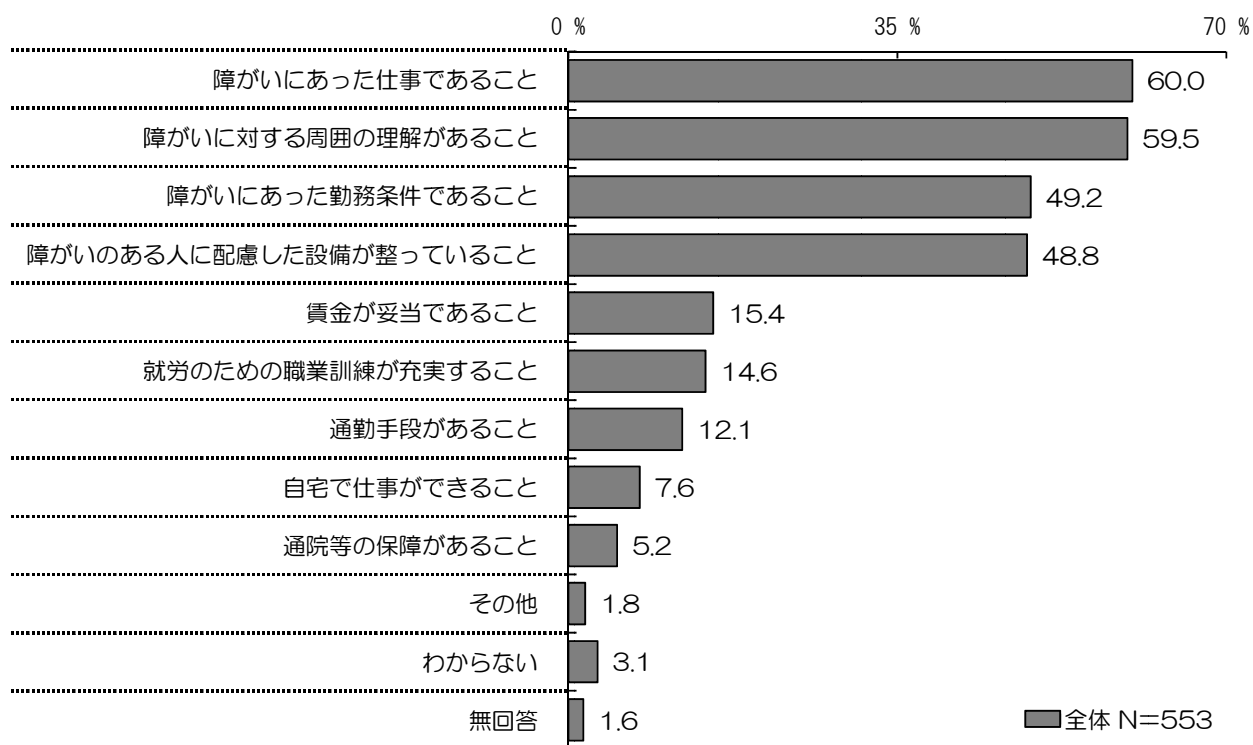
障がい者への支援について、「できる範囲で支援したい」が50.1%で最も多く、次いで「支援をしたいが、自分のことで精一杯で余裕がない」が26.4%、「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」が15.6%となっています。支援をしたいと考える方が大半を占める一方、「何をすればいいのかわからない」「自分のことで精一杯」という方も多くなっています。支援をしたいという意識がある方は多いものの、実際に支援をするには難しいという方が多い傾向がうかがえます。



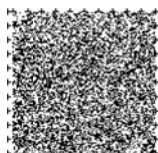
(4) 障がい者の雇用について

① 障がい者が働くために必要なこと

問 あなたは、障がいのある人が働くために、どのような条件が必要だと思いますか。(〇は3つまで)



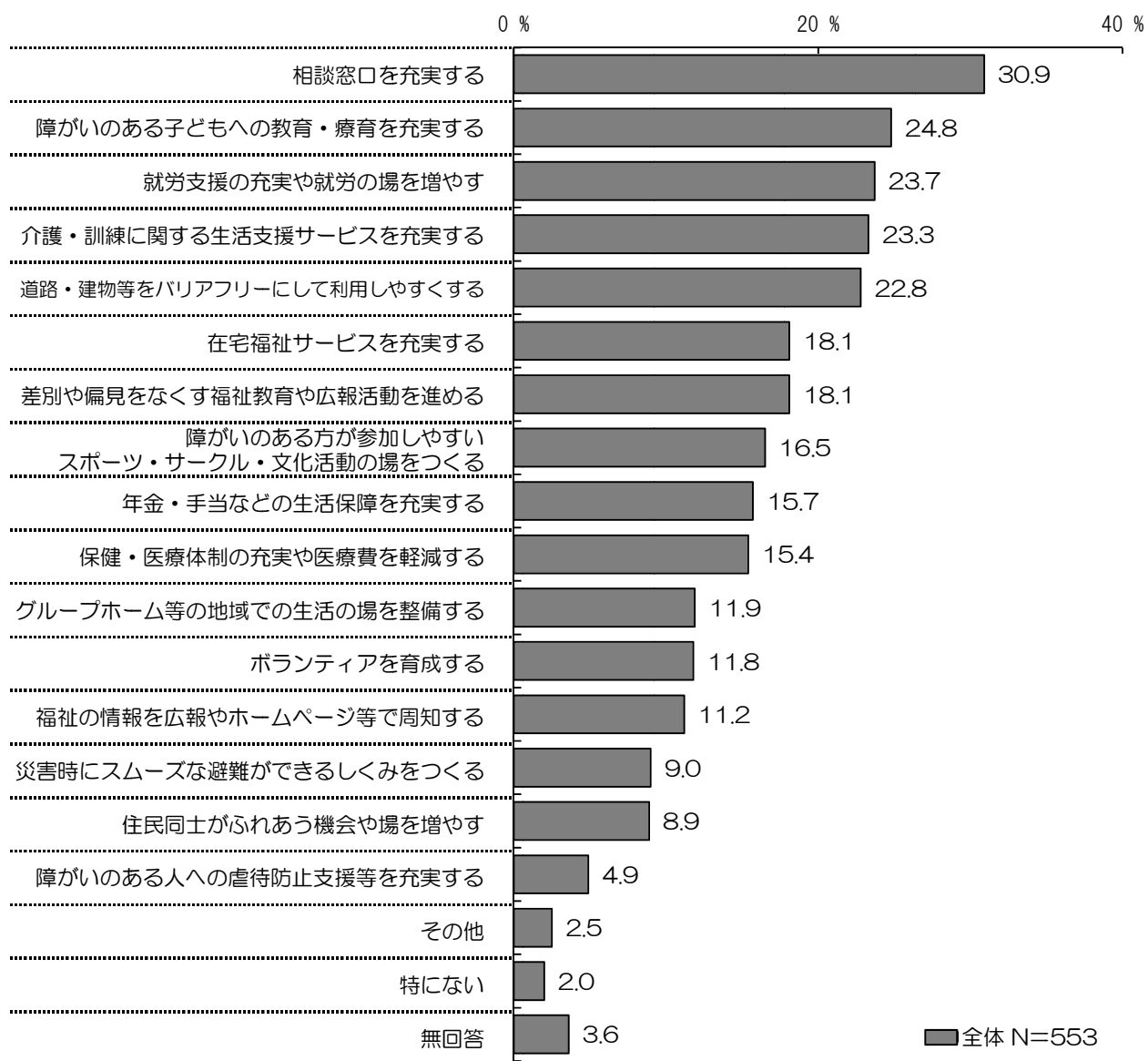
障がい者が働くために必要だと思うことは、「障がいにあつた仕事であること」と「障がいに対する周囲の理解があること」がともに約6割で拮抗しています。障がいのある方が働くためには、その方に合った仕事であるかどうかや、障がいに対する周囲の理解が必要だと考える方が多い傾向にあります。



(5) まちづくりについて

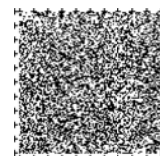
① 障がい者にとって住みよいまちになるために必要なこと

問 あなたは、中央市が障がいのある人にとって住みよいまちになるためにはどのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)



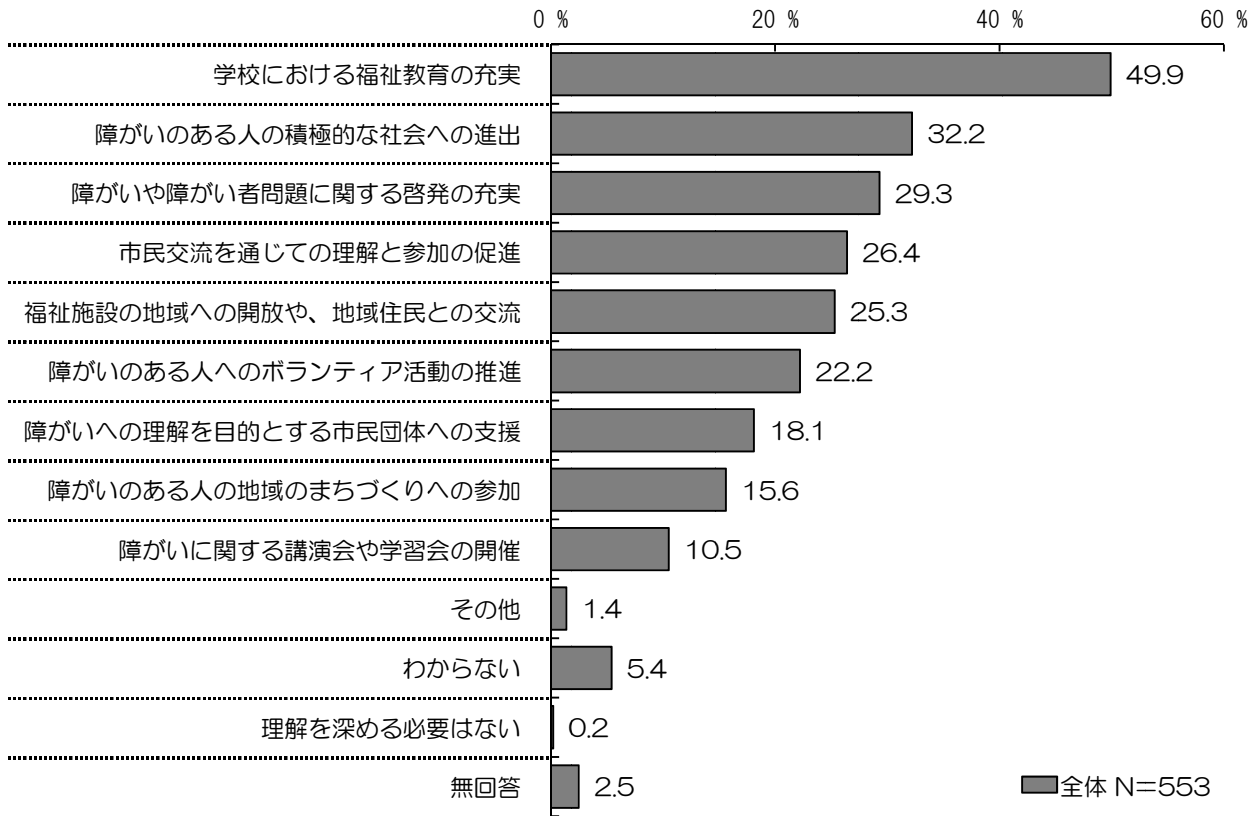
障がいのある人にとって住みよいまちになるために必要なことは、「相談窓口を充実する」が 30.9%で最も多く、次いで「障がいのある子どもに対する教育・療育を充実する」が 24.8%、「就労支援の充実や就労の場を増やす」が 23.7%となっています。

障がいのある人が住みよいまちとなるためには、相談窓口を増やし、教育や就労に力を入れることが必要といえます。



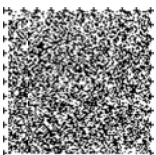
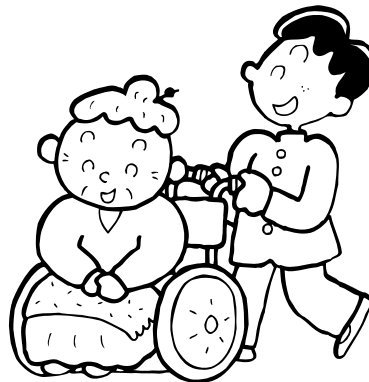
② 障がい者に対する市民の理解を深めるために必要だと思うこと

問 あなたは、障がいのある人への市民の理解を深めるためには、どんなことが必要だと思いますか。
(〇は3つまで)



障がい者に対する理解を深めることについては、「学校における福祉教育の充実」が49.9%と約半数を占めて最も多く、次いで「障がいのある人の積極的な社会への進出」が32.2%、「障がいや障がい者問題に関する啓発の充実」が29.3%となっています。

障がい者への理解を深めるためには、福祉教育を充実させるとともに、障がい者自身が積極的な社会参画を示すことが必要と求められています。



《 障害者手帳所持者 》

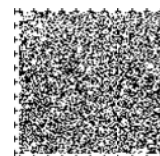
(1) 回答者の属性・障がいの状態について

① 基本属性

性別	男性	女性	無回答	
	425 (52.7%)	380 (47.1%)	2 (0.2%)	
年代	17歳以下	18～64歳	65歳以上	無回答
	35 (4.3%)	279 (34.6%)	484 (60.0%)	9 (1.1%)
身体	12 (1.9%)	168 (26.1%)	457 (71.1%)	6 (0.9%)
知的	24 (26.4%)	57 (62.6%)	8 (8.8%)	2 (2.2%)
精神	1 (1.0%)	75 (75.8%)	23 (23.2%)	0 (0.0%)
居住区	田富地区	玉穂地区	豊富地区	無回答
	451 (55.9%)	242 (30.0%)	110 (13.6%)	4 (0.5%)
手帳の種類等	身体	知的	精神	難病
	643 (79.7%)	91 (11.3%)	99 (12.3%)	12 (1.5%)
	高次脳機能障がい	発達障がい	その他	無回答
	10 (1.2%)	18 (2.2%)	13 (1.6%)	9 (1.1%)

*複数回答可のため、重複障がいの方は各種類でカウント

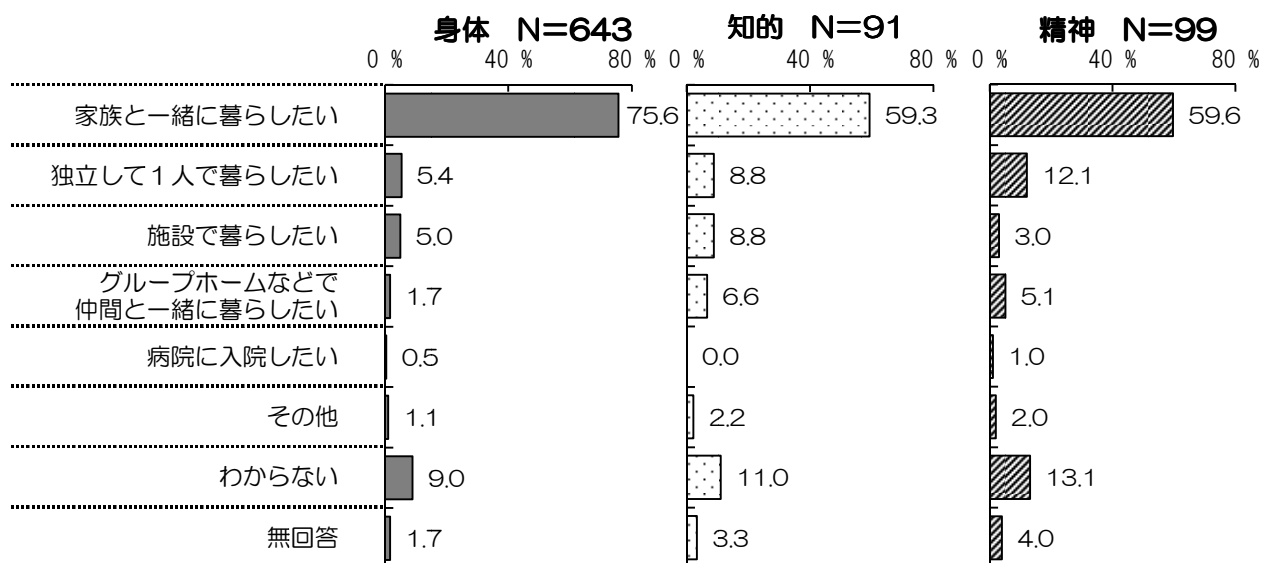
*障がい種別は、回答母数が90サンプル以上の「身体」「知的」「精神」の3種類で比較



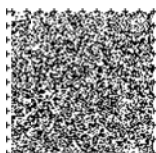
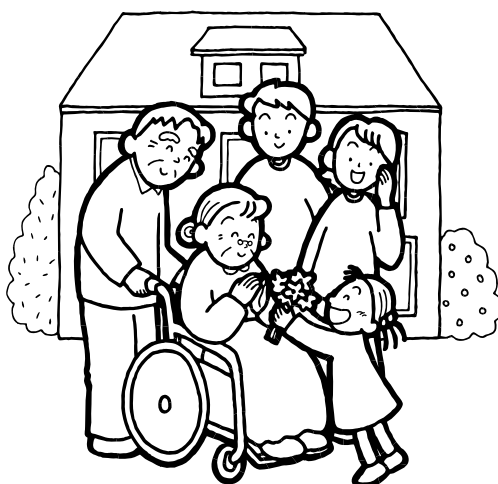
(2) 日常生活について

② 今後希望する暮らし方

問 あなたは、今後どこで暮らしたいですか。(〇は1つ)



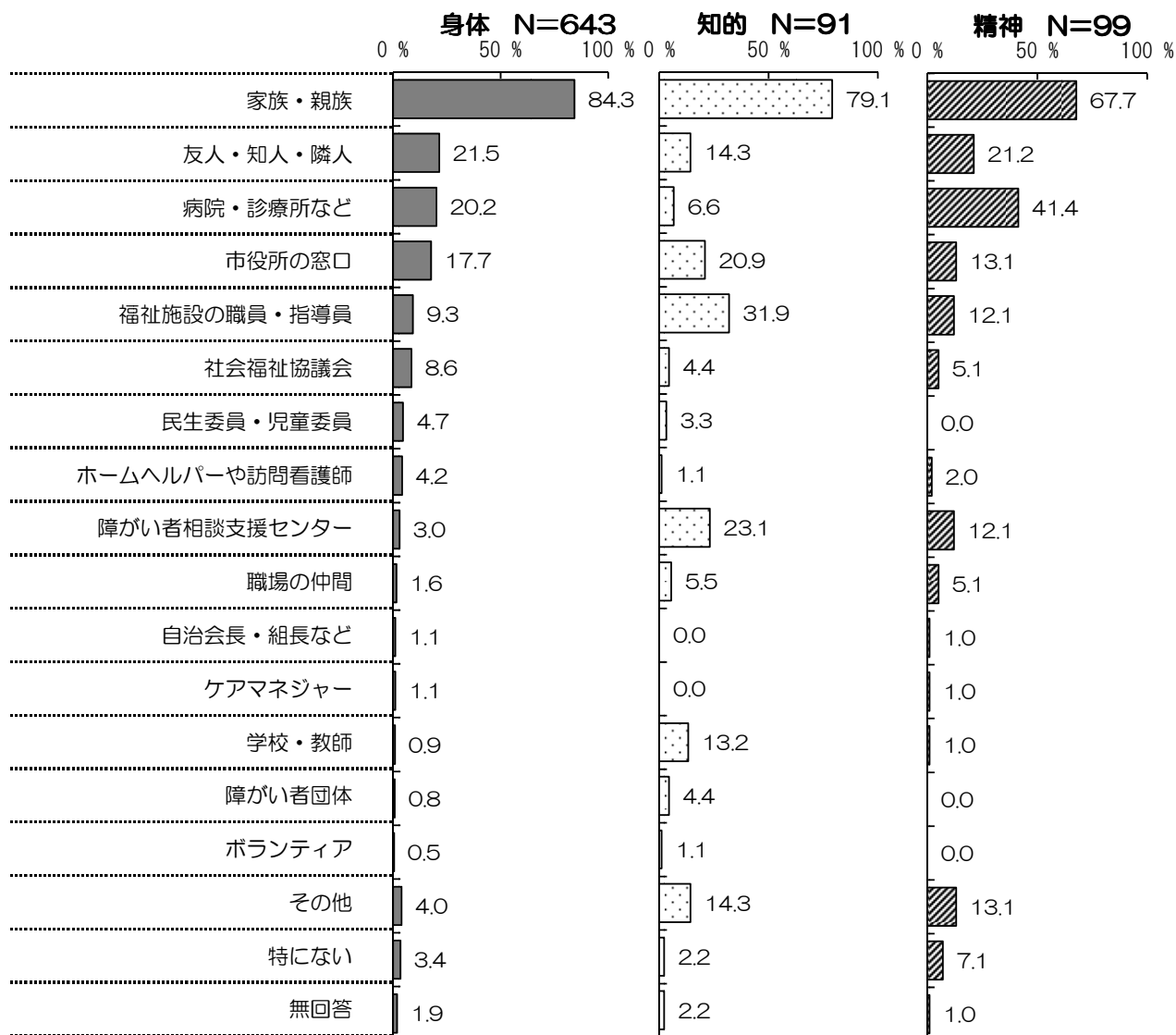
今後希望する暮らし方は、障がい種別にかかわらず「家族と一緒に暮らしたい」が最も多く、身体障がい者において7割強、知的障がい者・精神障がい者においては約6割を占めています。また、回答数は少ないですが、精神障がい者において「独立して1人で暮らしたい」が12.1%と、身体障がい者・知的障がい者よりやや多くなっています。全体をみると家族と暮らしたいという方が大半ですが、精神障がい者では独立して暮らしたいと考える方がやや多い傾向にあります。



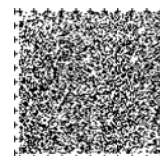
(3) 相談体制について

① 主な相談先

問 困った時のあなたの主な相談先はどこですか。(〇は3つまで)

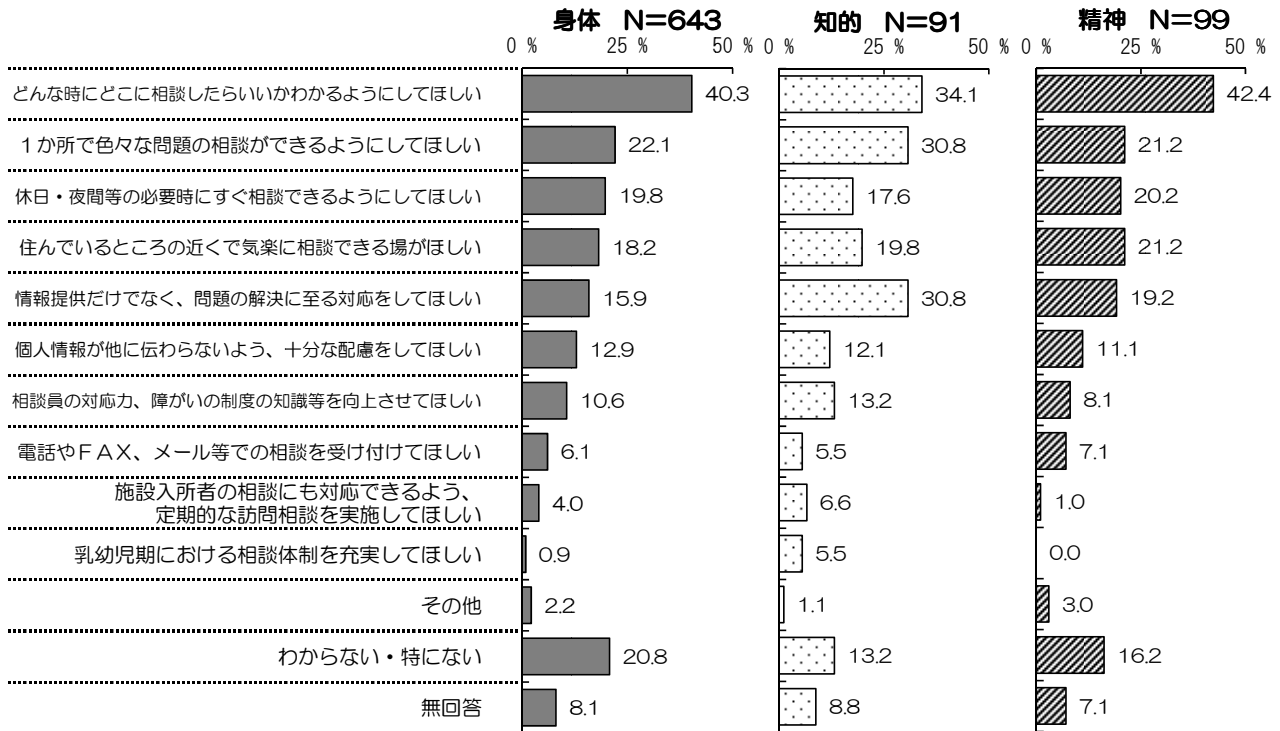


主な相談先は、障がい種別にかかわらず「家族・親族」が最も多く、約7割～8割を占めています。「家族・親族」以外の相談先では、身体障がい者において「友人・知人・隣人」が21.5%、知的障がい者においては「福祉施設の職員・指導員」が31.9%、精神障がい者においては「病院・診療所など」が41.4%となっており、各障がい種別で差がみられます。



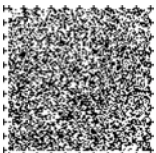
② 相談体制に対する要望

問 今後、福祉や生活に関する相談体制として、どのようなことを希望しますか。(○は3つまで)



障がい種別にかかわらず、「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が3割～4割で最も多く、次いで、「1か所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」が約2割～3割となっています。

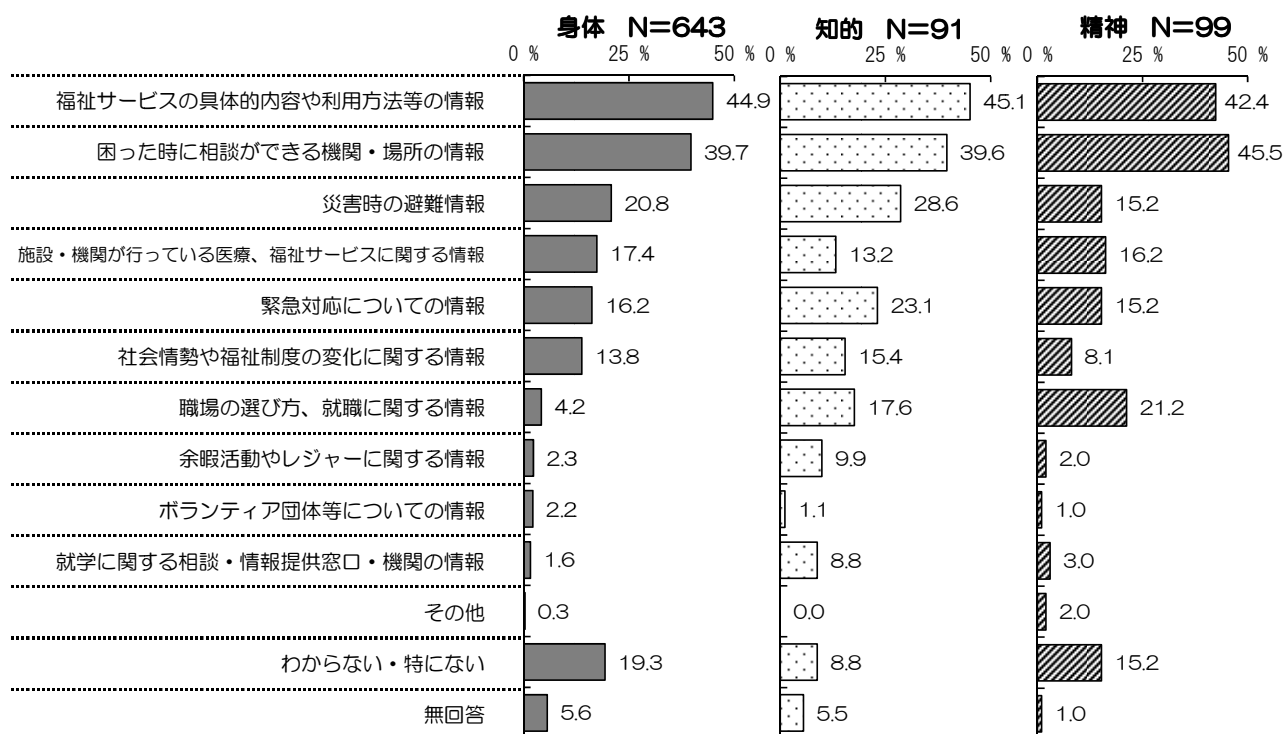
また、知的障がい者においては「情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい」が30.8%、精神障がい者においては「住んでいるところの近くで気軽に相談できる場がほしい」が21.2%となっており、問題の具体的な解決や住まいの近くで気軽に相談できる環境が求められています。



(4) 情報収集について

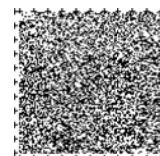
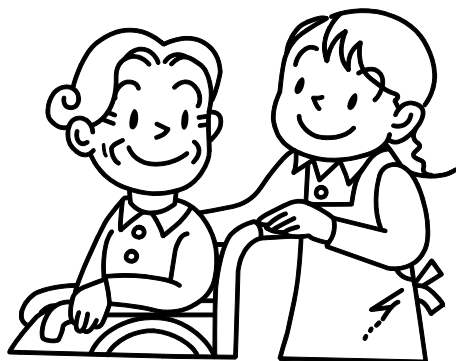
① 充実してほしい情報

問 あなたにとって、今後充実してほしい情報は何か。(〇は3つまで)



障がい種別にかかわらず、「福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報」と「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」がそれぞれ3割強～4割を占めています。また、身体障がい者・知的障がい者においては「災害時の避難情報」が2割～2割強、精神障がい者においては「職場の選び方、就職に関する情報」が約2割となっており、障がい種別によって差がみられます。

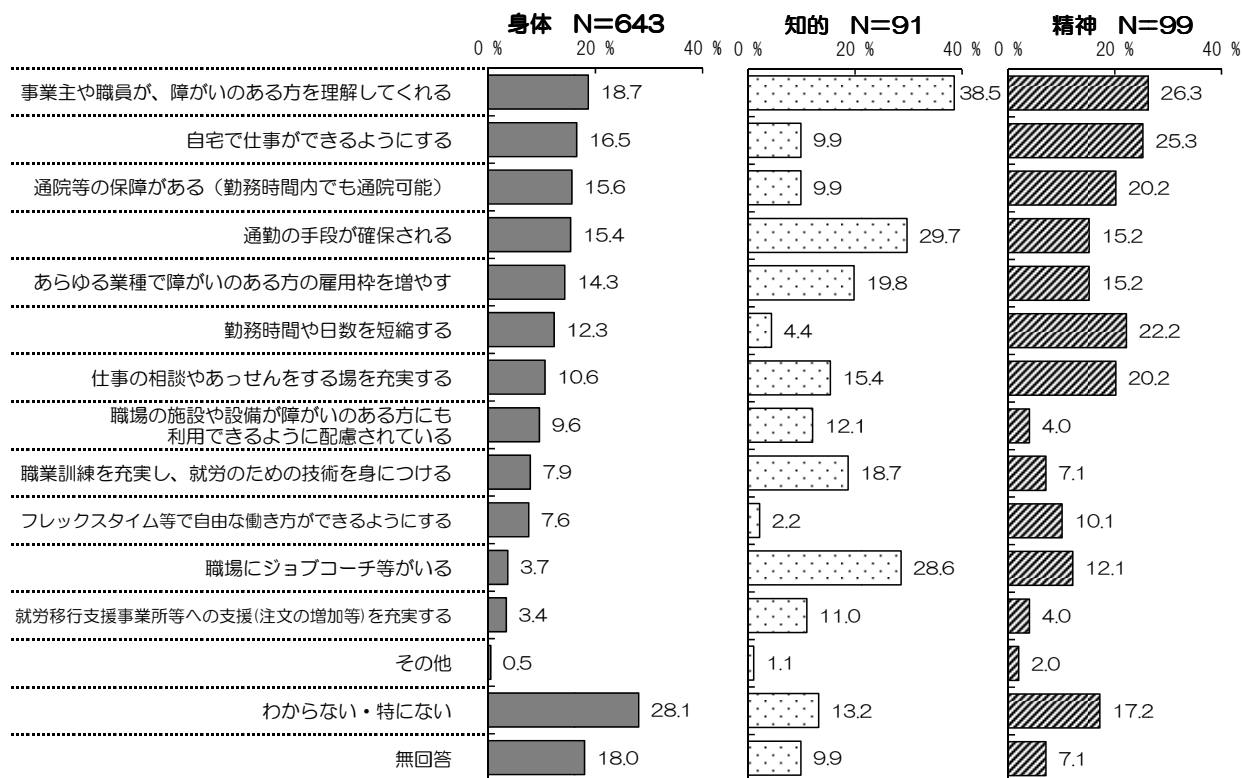
今後、何かしら充実してほしい情報がある（全体から「わからない・特にない」と無回答を除いた）割合は、知的障がい者で比較的高くなっています。



(5) 就労について

① 障がい者が働きやすくなるために必要なこと

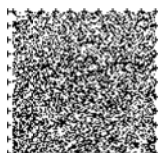
問 今後、障がいのある方が働きやすくなるためには、どのような条件や環境整備が必要だと考えますか。(〇は3つまで)



障がいのある方が働きやすくなるために必要だと思う環境整備は、身体障がい者において「わからない・特にない」が28.1%、知的障がい者・精神障がい者においては「事業主や職場の方たちが、障がいのある方を理解してくれる」が約2～3割強で最も多くなっています。また、知的障がい者においては「通勤の手段が確保される」と「職場にジョブコーチ*などがある」が2割強、精神障がい者においては「自宅で仕事ができるようにする」が25.3%で多くなっています。

障がい者が働きやすくなるために、何かしら必要なことがある(全体から「わからない・特にない」と無回答を除く)割合は、身体障がい者よりも知的・精神障がい者の方が比較的多くなっています。

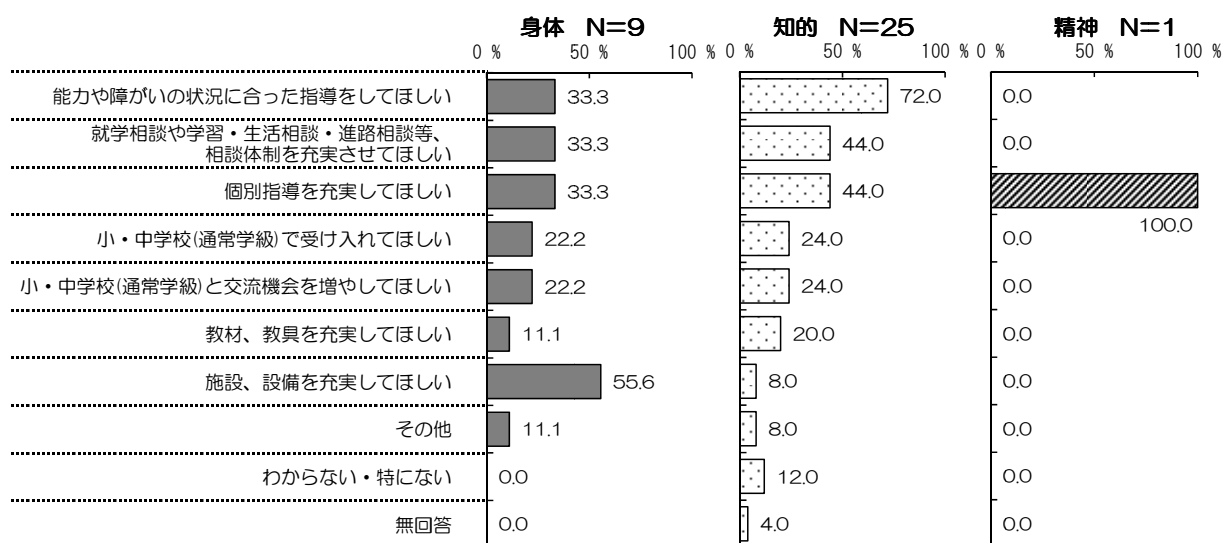
* ジョブコーチ：障がいのある人が職場の習慣や人間関係に適応し働いていくため、作業工程の工夫、作業指導の方法等を助言するとともに、通勤時、就労時等のサポートをする人。



(6) 就園・就学について

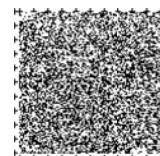
① 学校教育に望むこと

問 学校教育に望むことはどのようなことですか。(〇はいくつでも)



就園・就学児は、ほとんど知的障がい者の方が占めており、学校教育に望むことは、「能力や障がいの状況に合った指導をしてほしい」が72.0%で最も多く、次いで「就学相談や学習・生活相談・進路相談など、相談体制を充実させてほしい」、「個別指導を充実させてほしい」が44.0%となっています。

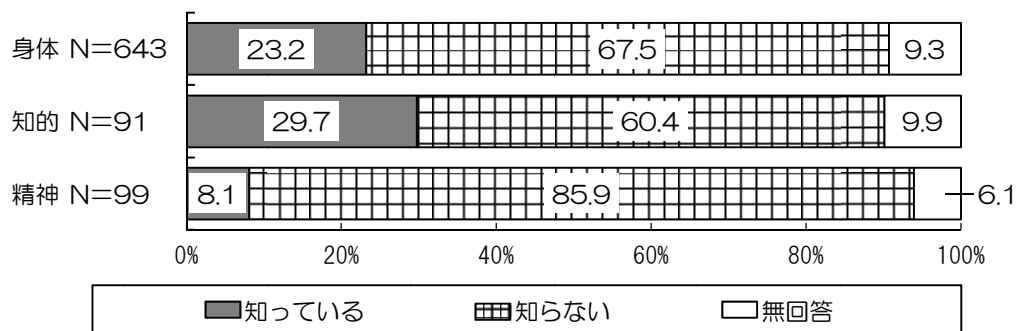
相談体制を含め、個々に合った教育体制が望まれています。



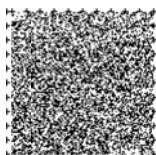
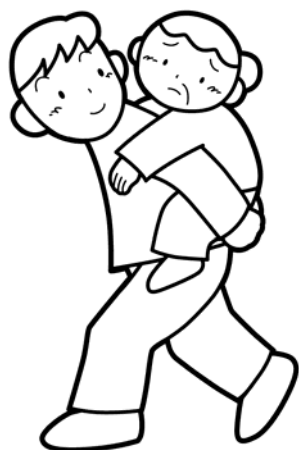
(7) 災害時のことについて

① 避難行動要支援者登録の認知度

問 中央市では、要支援者(障がいのある人、高齢者、妊産婦など)に対する支援として避難行動要支援者登録を実施しています。あなたは、この事業を知っていますか。(〇は1つ)

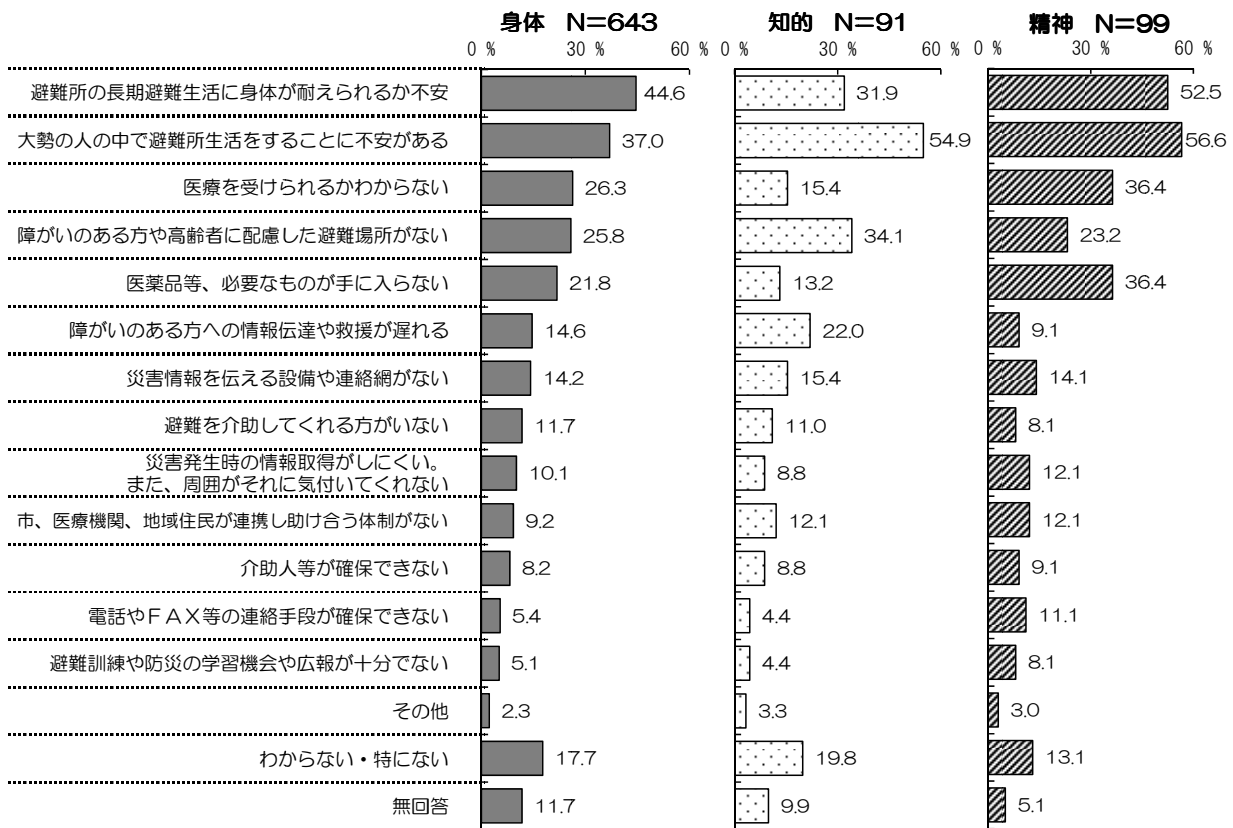


避難行動要支援者登録の認知度は、「知らない」が身体障がい者・知的障がい者において6割～6割強、精神障がい者においては8割を超えて多くなっています。全体的に認知度が低いため、事業をより広く周知することが必要といえます。



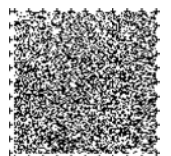
② 災害時に不安に思うこと

問 地震や台風などの災害が発生した時、何が不安ですか。(〇はいくつでも)



災害時不安に思うことは、障がい種別にかかわらず「避難場所での長期避難生活に身体が耐えられるか不安である」と「大勢の人の中で避難所生活をするに不安がある」が約3割～5割で多くなっています。また、知的障がい者においては「障がいのある方や高齢者に配慮した避難場所がない」が34.1%、精神障がい者においては「医療を受けられるかわからない」と「医薬品など、必要なものが手に入らない」がともに36.4%で多くなっています。

大勢の人の中で避難生活が送れるかどうかという点や、自身に適した医療・医薬品が得られるかどうかを不安に思う方が多い傾向がみられます。

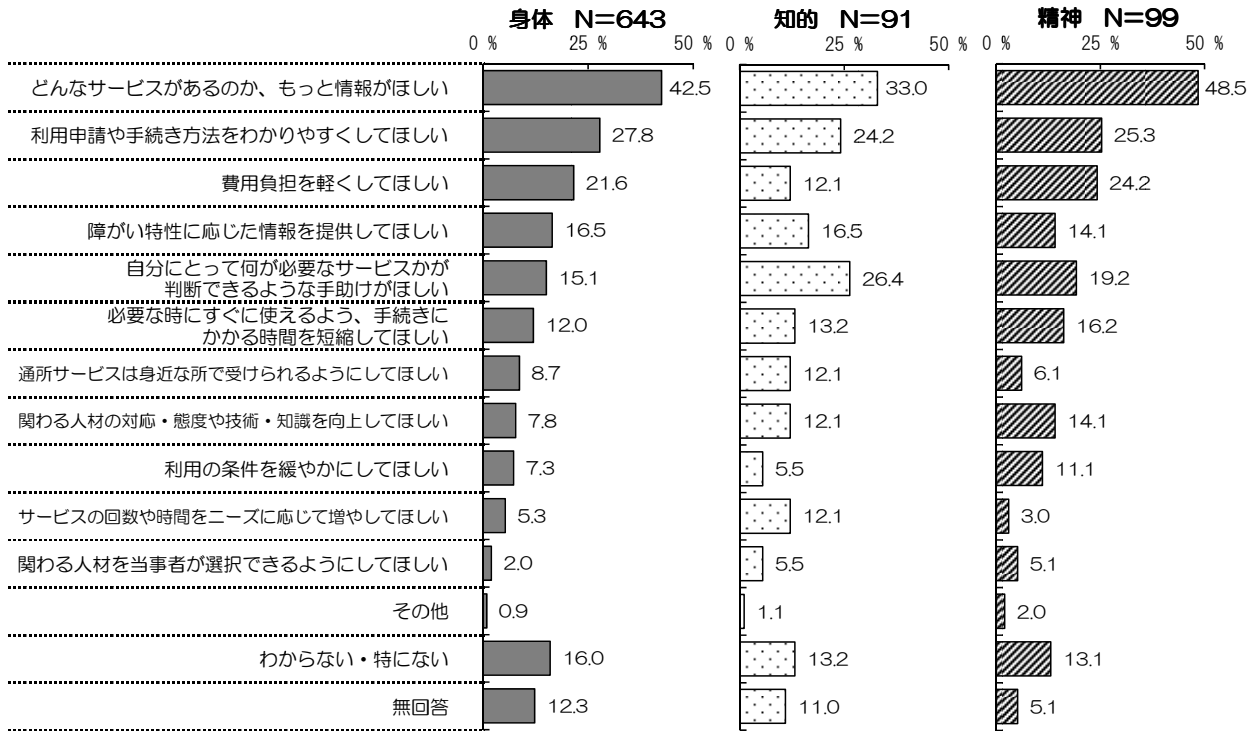


(8) 今後の取組みについて

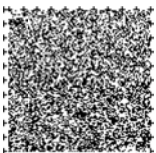
① より良い障がい福祉サービスのための要望

問 障がい福祉サービスをより利用しやすくするために、今後あなたが希望することは何ですか。

(○は3つまで)

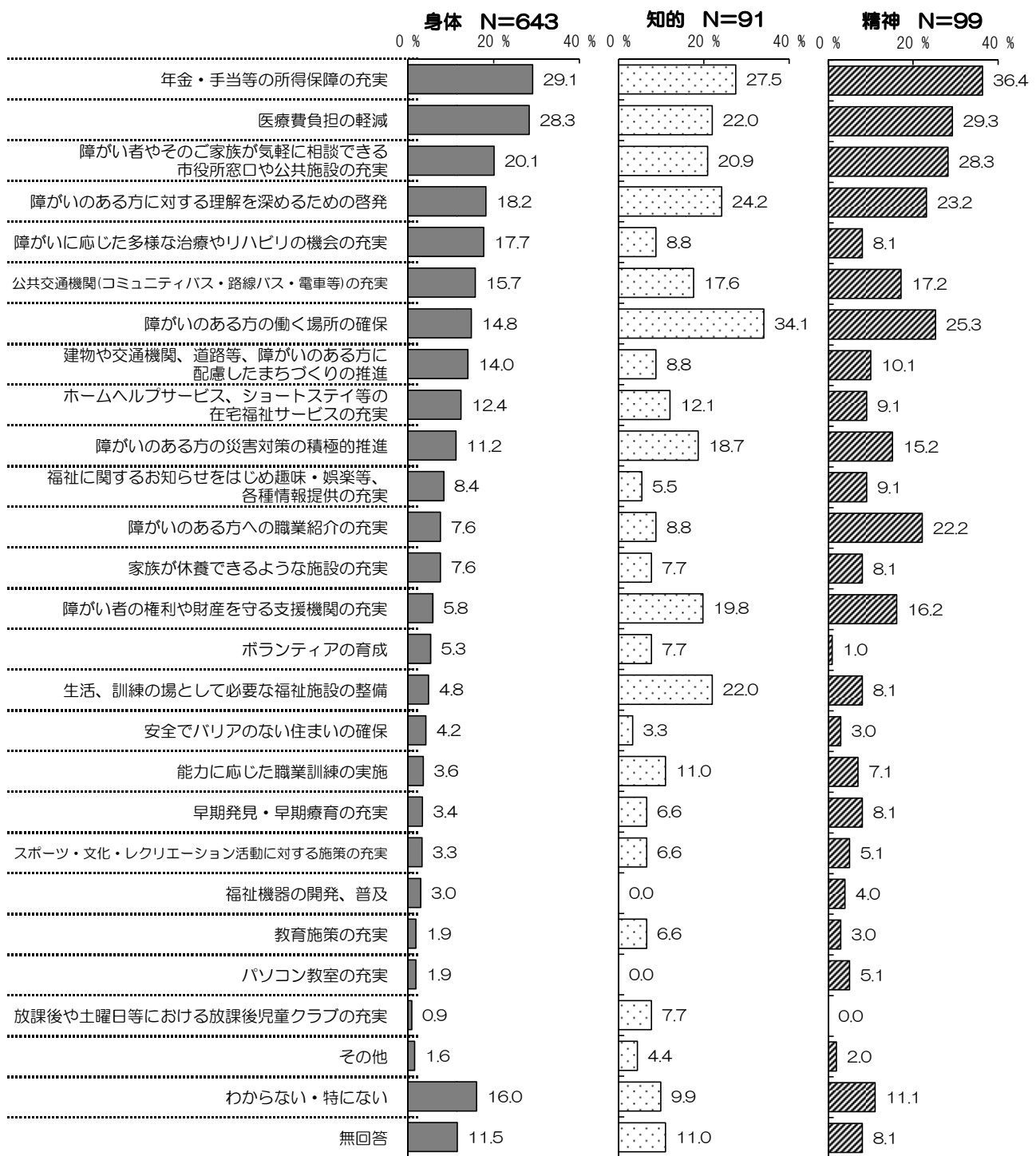


より良い障がい福祉サービスのために希望することは、障がい種別にかかわらず「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が最も多く、3割～4割強となっています。次いで、身体障がい者・精神障がい者において「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」、知的障がい者においては「自分にとって何が必要なサービスかが判断できるような手助けがほしい」が2割を超えて多くなっています。いずれの障がい種別においても、どのようなサービスがあるのかという情報や申請方法・手続きといった、基本的な内容の充実が求められています。

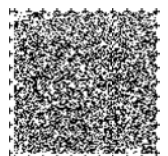


② 力をいれてほしい障がい福祉分野

問 今後、中央市に障がい福祉分野のどのようなことに力をいれてほしいですか。(〇は5つまで)



力をいれてほしい障がい福祉分野は、障がい種別によって多種多様です。身体障がい者・精神障がい者においては「年金・手当などの所得保障の充実」が2割強～3割で最も多く、知的障がい者・精神障がい者においては「障がいのある方の働く場所の確保」が2割～3割で身体障がい者よりも多く、就労に関する分野への要望が多い傾向がみられます。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

近年、障害者基本法の改正や新たな関連法の施行及び制度改革に伴い、障がい者を取り巻く環境は大きく変化し、各種障がい福祉サービスの利用者が大幅に増加したり、障がいのある人の地域生活への移行が進められています。

このような状況のなか、障がいのある人やその家族が抱えている不安や心配ごとを取り除き、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを推進していく必要があります。そのため、本計画の基本理念は、中央市の第1次長期総合計画の基本政策の1つである“やすらぎの拠点づくり”における【生きがいと安らぎの福祉】の方向性を踏まえ、

「障がいのある人もない人もお互いに理解を深め、
ささえあいの地域の中で、
その人らしくいきいきと暮らすことができる社会の実現」

とします。

2 計画の基本目標

基本目標Ⅰ ともに尊重しあい、ささえあいによる地域づくり

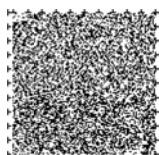
(広報・啓発 / 福祉教育 / 人権尊重・差別解消 / 福祉活動)

障がいのある人もない人も、ともに社会の一員として地域で生活していくためには、お互いに理解を深め、相互に人格と個性を尊重しあうことが必要です。そのため、様々な媒体等を活用した障がい理解の啓発・広報活動はもとより、障がいのある人とない人が交流する機会を拡充することで、ノーマライゼーション*の考え方や思いやりの気持ちが育つ福祉教育を、子どもの頃から推進していきます。

また、地域住民の一人ひとりによる助けあいだけでなく、地域として障がいのある人をささえられるように、行政、障がい福祉サービス事業所、中央市社会福祉協議会、ボランティア、NPO*、その他関係団体などが連携し、地域が一体的に支援していける体制を整えていきます。

* ノーマライゼーション：障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。

* NPO：民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指し、行政や企業とともにこれからの社会を支えるものとして期待されている。



基本目標Ⅱ 自分らしく学び、働き、社会に参加できる環境づくり

(療育／保育／教育 / 就労支援 / 社会参加)

障がいの有無にかかわらず、子どもの健やかな成長には適切な療育・保育・教育を受けることが必要不可欠です。そのため、障がいがあっても、子どもとその親が安心できるよう、一人ひとりの特性やニーズに応じた質の高い療育・保育・教育を提供できる体制を整えていきます。

また、障がいのある人が地域での自立生活を営む中で、就労によって経済的に自立することや、スポーツ・文化芸術活動をはじめとする様々な社会活動に参加して生きがいを見出すことの意義は極めて大きいものです。そのため、障がいのある人が、本人のもてる能力や可能性を最大限に活用して、地域の中でその人らしい社会生活を営むことができるよう、就労支援や社会参加のための環境整備を図っていきます。

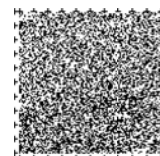
基本目標Ⅲ 誰もが安心して、住み慣れた地域で暮らせるまちづくり

(保健・医療 / 福祉サービス / 地域生活支援 / 生活環境 / 防災・防犯)

障がいのある人が住み慣れた地域で、安心した生活を継続していくためには、障がいの状態の悪化を防ぎ、持っている能力の維持・向上が図れる保健・医療体制や、在宅での生活を支援するための充実した障がい福祉サービスの提供体制が必要です。そのため、障がいの重症化の軽減、早期発見・治療のための保健・医療サービスの適切な提供を図るとともに、在宅福祉サービスの充実はもちろんのこと、障がいのある人をとりまく医療・保健・教育分野などの多くの関係機関の連携による相談体制や支援体制を充実していきます。

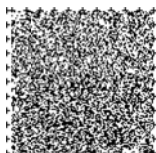
また、公共施設等のユニバーサルデザイン*化への促進を継続し、障がいのある人を含めたすべての地域住民が住みやすいまちづくりを進めるとともに、災害等の緊急時に障がいのある人が適切に避難できるよう、自治会や民生委員児童委員等の地域の関係者と協力連携して、地域における自主防災組織づくりを進めます。

* ユニバーサルデザイン：障がいのある人の便利さ使いやすさという視点ではなく、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。



3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 障がいのある人もない人もお互いに理解を深め、 ささえあいの地域の中で、 その人らしくいきいきと暮らしつづかせる社会の実現 </p>	<p>ともに尊重しあい、 ささえあいによる 地域づくり</p>	(1)障がいのある人とない人の相互理解の促進
		(2)差別解消及び権利擁護の推進
		(3)協働体制の整備
	<p>自分らしく学び、働き、 社会に参加できる 環境づくり</p>	(1)療育・保育・教育における支援の充実
		(2)雇用・就労及び経済的自立への支援の充実
		(3)社会参加への支援の充実
	<p>誰もが安心して、 住み慣れた地域で暮らせる まちづくり</p>	(1)保健・医療の充実
		(2)障がいのある人の自立した生活をささえる サービスの充実
		(3)入所者・入院者の地域生活への移行の推進
		(4)ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
		(5)安心・安全の確保



主要施策

- ①障がいに対する理解を深めるための啓発活動の推進 ②子どもの頃からの福祉教育の推進
③地域での福祉教育の推進

- ①差別の解消 ②虐待の防止
③権利擁護の推進

- ①当事者活動の支援と障がいのある人の親への支援 ②交流事業の推進
③ボランティア活動の育成と支援

- ①早期療育の推進 ②障がい児保育の推進
③個々の状況に応じた適切な学習指導の推進 ④障がいに応じた適切な療育・教育の充実
⑤就学期における教育の推進 ⑥発達障がい児支援の充実

- ①一般企業への就職に向けた支援 ②公共機関での障がい者雇用の推進
③福祉的就労の充実

- ①社会活動、余暇活動に関する情報の提供 ②生涯学習・文化活動の推進
③スポーツ・レクリエーション活動の推進 ④選挙権の行使に関する支援

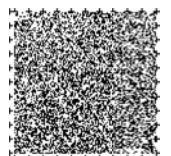
- ①ライフステージに応じた健康教育・健康相談等の実施
②ライフステージに応じた健診（検診）の実施
③地域医療体制の整備

- ①相談支援における適切なケアマネジメントの推進 ②質の高いサービス提供に向けた支援
③経済的支援の充実 ④難病患者の在宅福祉サービスの推進
⑤移動手段の確保と移動・外出の支援の充実 ⑥コミュニケーション支援の充実

- ①情報提供の充実 ②相談体制の強化
③広域的な連携による居住の場の整備

- ①住宅のユニバーサルデザイン化の支援
②公共的施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進
③民間施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進
④道路のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進

- ①防犯対策の充実 ②緊急・災害時に向けた支援体制の整備
③防災対策の充実



第4章 基本計画

【基本目標1】 ともに尊重しあい、ささえあいによる地域づくり

(1)障がいのある人となない人の相互理解の促進

◆ 主要施策 ◆

① 障がいに対する理解を深めるための啓発活動の推進

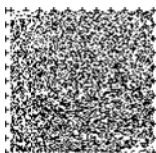
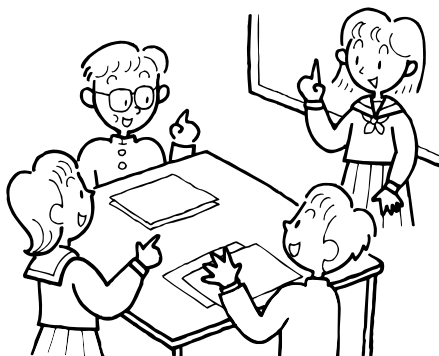
- ◆ 障がいのある人の理解と認識を深めるために、中央市社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体との連携を強化し、広報紙、市のホームページ、ガイドブックなど多様な媒体で広報・啓発を図ります。【継続】
- ◆ 「障害者週間（12月3日～9日）」を活用するなど、障がい福祉に関する行事において、啓発を行い、理解の促進を図ります。また、障がい者団体や、障がいのある人の参加の促進にも努めます。【継続】
- ◆ これまで理解が十分でない発達障がいや精神障がい及び高次脳機能障がいについては、特に知識と理解の普及に努めます。【継続】
- ◆ 催しの実施にあたっては、誰もが参加しやすい内容や会場配置について配慮します。【継続】

② 子どもの頃からの福祉教育の推進

- ◆ 社会福祉への理解と関心を高めるため、学校教育における福祉教育の充実を図ります。【継続】
- ◆ 小・中学校と特別支援学校との交流など、相互理解を深める教育を推進します。【継続】
- ◆ 青少年のボランティア活動を促進するため、小・中学校へ情報提供等の充実を図ります。【継続】

③ 地域での福祉教育の推進

- ◆ 福祉に関する理解と関心を高めるため、生涯学習として、講座や学習会などの充実を図ります。【継続】
- ◆ 総合会館などの公共施設を利用して障がいのある人と健常者の交流を図るとともに、交流活動に自主的に取り組むグループの育成に努めます。【継続】
- ◆ 地区単位で学習会などの集会を行うなど、身近な場での学習会の実施を働きかけます。【継続】



(2) 差別解消及び権利擁護*の推進

◆ 主要施策 ◆

① 差別の解消

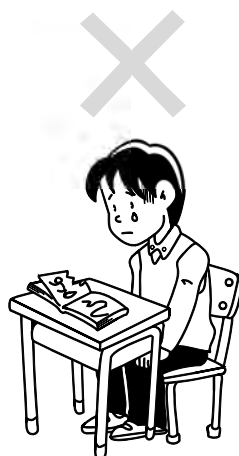
- ◆ 平成 28 年 4 月に施行された『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）』の基本方針に基づき、同法の適切な運用及び障がい者を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。【新規】

② 虐待の防止

- ◆ 『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づき、障がい者相談支援センター内に設置した障がい者虐待防止センターの機能を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、虐待防止についての取組みを実践していきます。【新規】
- ◆ 虐待防止に関する通報や相談などについての広報や普及啓発に努めます。【新規】

③ 権利擁護の推進

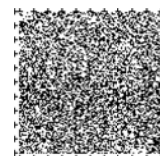
- ◆ 権利擁護のために、成年後見制度*を周知し、必要なケースへの支援に努めます。【継続】
- ◆ 権利擁護に係わる各種相談の充実を図るとともに、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を中心に援助する、中央市社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業*を推進します。【継続】



* 権利擁護：自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

* 成年後見制度：知的障がい者・精神障がい者・認知症の高齢者など、判断能力が十分でなく、自分自身の権利を守ることができない成人の財産管理などを支援する制度。民法の一部改正など法整備により平成12年から実施。

* 日常生活自立支援事業：認知症高齢者や知的障がい者等の自己決定能力が十分でない人が、さまざまな場面で権利を侵害されたり、不利益を被ったりすることがないように、権利の擁護や、権利行使に関する相談・援助を行う事業。金銭管理や契約代行等、福祉サービスの利用を支援するための事業として社会福祉協議会によって実施されている。



(3) 協働体制の整備

◆ 主要施策 ◆

① 当事者活動の支援と障がいのある人の親への支援

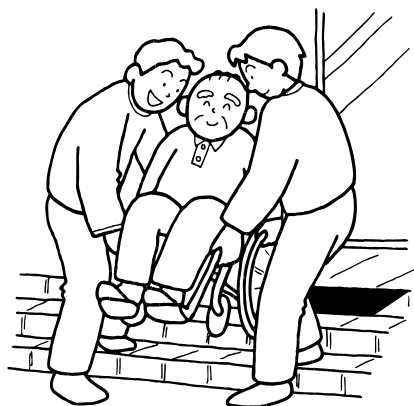
- ◆ 障がいのある人の潜在的なニーズを把握し、市や関連機関に働きかけることが役割として期待される障がい者団体の活性化や、会員の確保などの支援に努めます。【継続】
- ◆ 障がい当事者やその家族及び障がい事業所等の相談や問題解決のため、障がい者相談支援センターの機能の充実を図ります。【新規】
- ◆ 障がいのある人が他の障がいのある人に対するボランティア活動を促進するため、障がい者団体への支援を図ります。【継続】

② 交流事業の推進

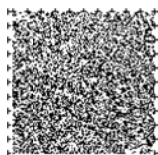
- ◆ 障がいに対する偏見や差別をなくし、地域支援体制を充実するため、通所、入所施設、地域活動支援センター*等の福祉施設が主体的な取り組んでいる地域との交流事業を積極的に支援します。【新規】

③ ボランティア活動の育成と支援

- ◆ 中央市社会福祉協議会のボランティアセンターを主軸にして障がいのある人や高齢者、子育て支援のボランティア育成や各種グループの専門性を高めていき、ボランティアのネットワークの拡大を図ります。【新規】
- ◆ 中央市社会福祉協議会の「ほっと。スマイルサービス」や「ボランティア移動・おでかけサービス」等の中央市住民参加型有償在宅福祉サービス事業の周知に努め、より多くの市民がボランティア活動に参加できるよう働きかけます。【新規】



* 地域活動支援センター：創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。



【基本目標 2】 自分らしく学び、働き、社会に参加できる環境づくり

(1)療育・保育・教育における支援の充実

◆ 主要施策 ◆

① 早期療育の推進

- ◆ 乳幼児健康診査のフォロー事業として訪問指導やカウンセリング等の相談事業を実施するとともに、保育園や教育機関等との連携を図り、早期療育の充実に努めます。【拡充】
- ◆ 発達に課題のある乳幼児や障がいのある子どもを持つ保護者の療育不安解消を目的とし、療育相談の充実を図ります。【拡充】

② 障がい児保育の推進

- ◆ 障がいのあるなしに関わらず、子どもたちがともに育つ環境づくりを推進するため、障がい者相談支援センターと保育園・幼稚園・こども園との連携を図ります。【拡充】
- ◆ 保育士の研修実施や介助者の確保などについて検討するとともに、教育部門との連携を図るなど、保育の充実を図ります。【拡充】

③ 個々の状況に応じた適切な学習指導の推進

- ◆ 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行えるよう、教職員の研修を充実し、指導力の向上に努めます。【拡充】
- ◆ 発達障がい、不登校・不適応、精神神経疾患、非行、いじめ、養護問題等、子どもたち一人ひとりの状況に応じた対応ができるよう、小・中学校、及び家庭相互の連携の強化に努めます。【拡充】

④ 障がいに応じた適切な療育・教育の充実

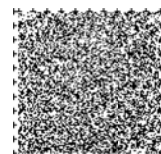
- ◆ 障がい児の療育・教育条件を整備するため、関係機関と連携し、一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばす療育・教育の充実を図ります。【拡充】
- ◆ 学校の増改築に合わせて、施設のユニバーサルデザイン化を図ります。また、入学児童・生徒の障がいの程度に応じて、障がいに配慮した改修を進めます。【拡充】
- ◆ 一人ひとりの障がいに応じた教育を推進できるよう、就学相談の充実を図ります。【拡充】

⑤ 就学期における教育の推進

- ◆ 特別支援学級と通常学級、特別支援学校と小・中学校との交流を行い、相互理解を深める交流教育を推進します。【拡充】
- ◆ 様々な悩みや課題を抱える障がい児とその保護者を対象とした相談事業の充実を図ります。【拡充】

⑥ 発達障がい児支援の充実

- ◆ 保育・教育・福祉・医療をはじめとする関係機関との連携を強化し、ネットワークを構築して、学習障がい(LD)や注意欠陥／多動性障がい(ADHD)などの発達障がいの早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられるような体制づくりに努めます。【拡充】



(2)雇用・就労及び経済的自立への支援の充実

◆ 主要施策 ◆

① 一般企業への就職に向けた支援

- ◆ 国、県や特別支援学校等の関係機関と連携して、障がいのある人の社会的自立と社会参加を促進していくために、市内の事業所等へ一般就労ができるように事業所への雇用の拡大を要請していくとともに、各種助成制度等の周知を図るなど、啓発活動を継続的に推進します。

【修正】

- ◆ 地域自立支援協議会*を活用して、甲府公共職業安定所（ハローワーク甲府）、山梨障害者職業センター、障がい者相談支援センター、就労支援事業所等関係機関との連携を図り、障がいのある人が必要ときに適切な就労支援が受けられるようにするとともに、企業等への普及啓発活動や職場開拓を行います。【修正】
- ◆ 平成 28 年度から改正 障害者雇用促進法が施行されたことに伴い、甲府公共職業安定所（ハローワーク甲府）等と連携し、主な改正点である ①雇用の分野における障がいを理由とする差別の禁止、②障がいのある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）、③法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が追加されたことなどの普及・啓発に努めます。【新規】

② 公共機関での障がい者雇用の推進

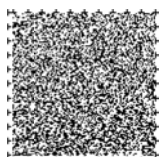
- ◆ 市役所等の公共機関において、障がいのある人の雇用を促進するとともに、雇用職域の拡大を図ります。【継続】

③ 福祉的就労*の充実

- ◆ 障がいの状況に応じた福祉的就労の場を確保することは重要であるため、特別支援学校卒業生の状況等、今後の動向を踏まえ、福祉的就労の場の計画的な整備充実を図ります。【修正】
- ◆ 多様で良質なサービス提供体制の整備促進のため、今後も障がい者福祉事業に関心のある方に対して情報提供、申請手続きの支援を行うことで、地域活動支援センター事業の充実を図ります。【新規】
- ◆ 平成 25 年度から施行された障害者優先調達推進法に基づき、市の予算編成時に、障がい者就労施設等から優先的・積極的に物品やサービスを購入するように各課等に周知し、発注の増加を図り、就労者の生産に対する意欲を育てます。また、市内の民間事業所等に対して、就労支援施設等への委託に関する情報提供と啓発を行います。【新規】

* 地域自立支援協議会：相談支援事業をはじめとする、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置するもの。主な機能として、関係機関の連携・ネットワーク化、相談支援事業者の委託の検討、社会資源の開発などが挙げられる。障害者自立支援法にともなって制度化された。

* 福祉的就労：一般企業等での就労が困難な障がいのある人が、就労移行支援サービスや就労継続支援サービス（A型・B型）に通所し、職業訓練等を受けながら作業を行うこと。



(3) 社会参加への支援の充実

◆ 主要施策 ◆

① 社会活動、余暇活動に関する情報の提供

- ◆ 多様な社会活動を支援するため、障がいのある人の参加が可能なスポーツ、文化サークル、各種イベント等の情報を、様々な媒体を通じて提供していきます。また、市内の公共施設、飲食店、宿泊施設等のユニバーサルデザイン化の状況など必要な情報を可能な範囲で集約し、その提供に努めます。【新規】

② 生涯学習・文化活動の推進

- ◆ 障がいのある人が健常者とともに生涯学習活動に取り組めるよう、各種の学級・講座等に関する情報提供、相談体制、受け入れ体制の充実に努めます。【継続】
- ◆ 山梨県障害者福祉協会が主催する「山梨県障害者文化展」など、障がいのある人の制作作品の発表機会に関する情報提供を積極的に行います。【修正】

③ スポーツ・レクリエーション活動の推進

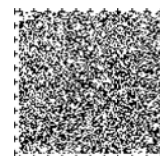
- ◆ スポーツ活動の振興を図るため、障がい者スポーツ大会への参加を支援します。【継続】
- ◆ スポーツ・レクリエーション活動への障がいのある人の参加を促進するため、情報提供、相談体制の充実に努めます。【継続】
- ◆ 障がいのある人が利用しやすいよう、公共の文化施設やスポーツ施設のバリアフリー*化に努めます。【継続】

④ 選挙権の行使に関する支援

- ◆ 郵便等による不在者投票制度の周知、投票所のバリアフリー化など投票のための必要な整備を行います。【新規】



* バリアフリー：すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべてのバリア（障壁）を除去すること。



【基本目標 3】 誰もが安心して、住み慣れた地域で暮らせるまちづくり

(1) 保健・医療の充実

◆ 主要施策 ◆

① ライフステージに応じた健康教育・健康相談等の実施

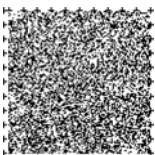
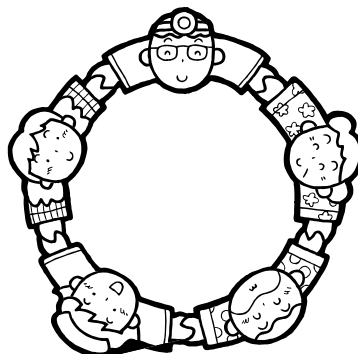
- ◆ 乳幼児健康診査において、乳幼児の障がいの原因となる疾病等の早期発見のため、健康情報を提供するとともに、健康教育を推進します。【継続】
- ◆ ハイリスク妊婦等を対象に、妊娠中から出産にかけて予想される疾病等の予防と早期発見・早期治療を行うため、訪問指導、電話相談、母親学級での面接等の充実を図ります。【継続】
- ◆ 新生児・乳幼児の順調な発育・発達を促し、疾病等を予防するための育児指導や、早期発見のための新生児・乳幼児訪問指導の充実を図ります。【継続】
- ◆ 精神疾患の早期発見・早期治療を図るため、精神保健福祉相談を推進します。【継続】
- ◆ 在宅難病患者とその家族に対する訪問による相談の充実を図ります。【継続】

② ライフステージに応じた健診（検診）の実施

- ◆ 安全な妊娠・出産への支援として、妊婦健康診査を推進し、妊婦一般健康診査票を2枚交付しています。【継続】
- ◆ 乳幼児の障がいの原因となる疾病等の早期発見のため、乳幼児健康診査を実施し、幼児一般健康診査票を2枚交付しています。【継続】
- ◆ 健診時に先天性の障がいや疾病等が疑われた乳幼児を対象に、精密検査等の受診を奨励するとともに、訪問・面接等を行い、個別指導の充実を図ります。【継続】
- ◆ 障がい発生原因のひとつであるがんの早期発見・早期治療を目的に、がん検診を推進します。【継続】
- ◆ 健診に対する意識の高揚と、生活習慣病の早期発見を目的とし、若年層も対象にした健康診査を推進します。【継続】

③ 地域医療体制の整備

- ◆ 障がいのある人も地域で安心して暮らせるよう、休日や夜間等の救急医療体制の周知に努めるとともに、近隣自治体の専門病院と地域のかかりつけ医との病診連携システムの構築に努めます。【継続】



(2)障がいのある人の自立した生活をささえるサービスの充実

◆ 主要施策 ◆

① 相談支援における適切なケアマネジメント*の推進

- ◆ 相談から福祉サービス等の適切な支援まで、申請、手続き等が相談者の大きな負担とならないよう、行政、相談支援センターの役割を明確にするとともに、相互連携による一元化された相談窓口の周知に努めます。【新規】
- ◆ 障がいのある人の総合的・継続的なケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくりなど、相談支援体制の充実を働きかけます。【継続】
- ◆ サービス等利用計画作成のために、指定特定相談支援事業者の確保に努めます。【継続】

② 質の高いサービス提供に向けた支援

- ◆ 障がいのある人の地域における生活を支援するため、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具など自立支援給付の充実 及び 地域生活支援事業、障害児通所支援の継続的な提供を実施するとともに、十分な供給体制の確保に努めます。【継続】
- ◆ 相談支援専門員、社会福祉士、臨床心理士、保健師など、福祉サービスを支える専門職の人材の育成・確保に努めます。【拡充】
- ◆ 障がいのある人が福祉サービスを十分に理解し、サービスを有効に活用できるよう制度の周知を図るとともに、障害者手帳の取得を促進します。【継続】

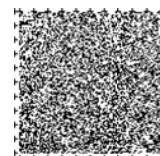
③ 経済的支援の充実

- ◆ 各種サービスを受けられるよう、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得を推進します。【継続】
- ◆ 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、心身障害者(児)福祉手当等の支給により、障がいのある人や家族の経済的負担を軽減します。【継続】
- ◆ 重度心身障害者医療費助成制度や自立支援医療等公費負担医療制度の活用により、障がいのある人や家族の医療費に軽減を図ります。【継続】
- ◆ 障がい福祉サービスが十分に利用できるように、低所得者に配慮した実費負担の軽減措置を促進します。【継続】

④ 難病患者の在宅福祉サービスの推進

- ◆ 障害者総合支援法の施行により、難病患者においても障がい福祉サービスを利用できることの周知に努め、サービス利用の促進を図るとともに、事業者に対する啓発を進め、事業の基盤整備に努めます。【継続】
- ◆ 難病患者の介護者への支援を強化します。【継続】

* ケアマネジメント：本人の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労等の幅広いニーズと、さまざまな地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善および開発を推進する援助方法。



⑤ 移動手段の確保と移動・外出の支援の充実

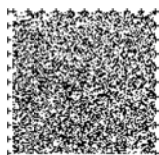
- ◆ 障がいのある人の外出に関するニーズを把握し、移動支援事業や行動援護、及びタクシー利用料金助成事業など、必要に応じた支援の提供に努めます。【継続】
- ◆ 各種交通割引制度について周知を図るとともに、自動車改造費などの移動に関わる費用について、助成制度の充実を図ります。【継続】

⑥ コミュニケーション支援の充実

- ◆ 福祉課窓口には配置している手話通訳者*の勤務日数や時間帯の拡充に努めます。【拡充】
- ◆ いつでも必要な時にコミュニケーション支援が受けられるよう、手話通訳者、要約筆記者の派遣を実施します。【継続】
- ◆ 国が定めるカリキュラムに沿った質の高い手話奉仕員養成講座を継続的に実施し、手話の理解とコミュニケーションの拡大を図ります。【拡充】
- ◆ 障がいのある人の情報機器活用能力の向上のため、山梨県の障害者ITサポートセンターで実施している障がい者を対象としたパソコン教室の情報提供を行っていきます。【新規】



* 手話通訳者：身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話ごい、手話表現技術および基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う人。



(3)入所者・入院者の地域生活への移行の推進

◆ 主要施策 ◆

① 情報提供の充実

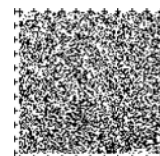
- ◆ 広報紙、市のホームページ、ガイドブックなど複数の媒体を活用し、障害者手帳の申請方法、各種支援制度のサービスの内容と利用方法、近隣自治体の障がい福祉施設の案内等をわかりやすく情報提供していきます。【**拡充**】
- ◆ 障がいの種類や状況にかかわらず、日常生活に必要な情報を取得できるように、ITも活用視野に入れた総合的な情報のバリアフリー化を推進します。【**拡充**】

② 相談体制の強化

- ◆ 福祉、保健、医療など多分野にわたる障がい福祉施策に関する情報提供・案内などが総合的に実施できるよう、庁内各課の連携を強化し、障がい種別に関わらず、気軽に相談できるような相談体制づくりに努めます。【**拡充**】
- ◆ 身近な地域における相談者となる民生委員児童委員等の活動への支援に努めます。【**修正**】
- ◆ サービス提供の効率化を図るため、福祉及び医療情報管理システムの集約に努め、福祉サービス管理システムの構築を図ります。【**拡充**】

③ 広域的な連携による居住の場の整備

- ◆ 1人では自立が困難な障がいのある人のため、また、親族と一緒に生活することが困難になった場合の生活の場を確保するため、障がい当事者や家族等の要望を踏まえて、地域に根ざした暮らしの場の提供を図ります。【**拡充**】
- ◆ 共同生活援助（グループホーム）については、空き家物件等の既存の社会資源の活用を検討するとともに、市内あるいは近隣自治体で活動するNPO法人や社会福祉法人等に広く情報提供を行い、設置について継続的な働きかけを行います。【**継続**】
- ◆ 施設入所者や入院している障がい者等が円滑に地域移行するために、障がい者相談支援センターや各種関係機関と連携を図りながら、地域生活を支えるサービス提供体制の整備を進めます。【**継続**】



(4)ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

◆ 主要施策 ◆

① 住宅のユニバーサルデザイン化の支援

- ◆ 居宅における生活動作を支援するための住宅改修費の助成や、日常生活用具給付事業などの制度の周知に努め、利用の促進を図ります。【**拡充**】

② 公共的施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進

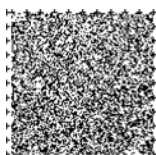
- ◆ 公共的な施設においては、新規建築物の他、既存の公共施設のバリアフリー化促進を図り、障がいのある人が自らの意思で自由にかつ容易に社会経済活動に参加することができるよう福祉のまちづくりを推進していきます。【**拡充**】
- ◆ 公共施設の整備等の際には、障がいのある人の意見を聞く場を設けるなど、障がいのある人の視点に立ったまちづくりを推進します。【**新規**】
- ◆ 公園の入口の段差、車止め等の問題を解消し、障がいのある人用トイレや肢体不自由児(者)にも対応できるオムツ換えスペースの設置等、整備に努めます。【**拡充**】

③ 民間施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進

- ◆ 「山梨県障害者幸住条例（平成27年度改正）」に基づき、民間の施設において施設の老朽化に伴う建て直しや新たな施設設置の場合には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた設置を進めるよう働きかけるとともに、既存の施設におけるバリアフリー化について働きかけます。【**継続**】

④ 道路のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進

- ◆ 障がいのある人が歩行や車いすで安全に外出できるよう、歩道の拡張や設置・危険箇所へガードパイプ等の設置他、歩道の整備を図るとともに、放置自転車や商店の看板などの通行の妨げとなるものの解消に働きかけ、歩行空間の確保を図ります。【**拡充**】



(5)安心・安全の確保

◆ 主要施策 ◆

① 防犯対策の充実

- ◆ 障がいのある人や認知症の高齢者などが、悪質訪問販売等の消費被害に遭遇しないよう、消費生活相談等の体制の充実を図るとともに、周知に努めます。【継続】
- ◆ 地域において、すべての人が、安心・安全に暮らすことができるよう、地域の人々の協力によってつくる防犯体制の支援・指導に努めます。【継続】

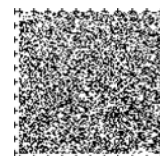
② 緊急・災害時に向けた支援体制の整備

- ◆ 自主防災組織や民生委員児童委員等と連携を図りながら、地域の支援体制の充実に努めます。【拡充】
- ◆ 災害発生などの緊急時における聴覚障がい者や視覚障がい者への情報提供を推進し、災害時に早期に対応できる消防緊急システムの充実を図ります。【拡充】
- ◆ 障がいのあるひとり暮らしの要支援者に対し、緊急通報システムの設置を推進するなど、日常生活における安否確認のための体制を整えます。【拡充】
- ◆ 避難行動要支援者登録制度*の周知に努め、より多くの人々が地域での見守りと災害が発生した際に支援が得られる仕組づくりを図ります。【新規】
- ◆ 災害時、障がいのある人に必要な生活必需品について、障がい者団体と協議して避難所への備蓄や円滑な使用を図ります。【新規】

③ 防災対策の充実

- ◆ 自主防災組織の育成を図り、障がいのある人の状況を考慮した緊急連絡体制、活動マニュアル、防災訓練の実施に努めます。【拡充】
- ◆ 地域の連携のもと、災害時における障がいのある人の安全な避難誘導體制、避難所における福祉・医療サービス等の提供体制を整備します。【拡充】
- ◆ 災害時に避難所で必要となる福祉用物品の確保に努めます。【拡充】

* 避難行動要支援者登録制度：災害時に自力では避難が困難な方をあらかじめ登録し、地域の避難支援等関係者（自治会、自主防災組織、民生児童委員など）と、その情報を共有することにより、日頃から災害が発生した時の避難支援に役立てる制度。東日本大震災の教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、平成25年6月に改正された災害対策基本法の中で、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。



第5章 計画の推進に向けて

1 計画の周知・啓発

市民の障がい福祉に対する意識の高揚を図るため、計画の趣旨や基本理念、基本目標、主要施策などについて、広報紙、市のホームページ、ガイドブックなど、様々な媒体を通して周知するとともに、各種イベントや行事において広報・啓発活動を行うことで、主体的な取り組みへつなげます。

2 推進体制の構築

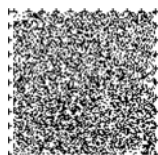
障がい者施策は、福祉・保健・医療・保育・教育・就労・生活環境等多くの分野にまたがっており、障がいの特性やライフステージに応じたきめ細かで一貫したサービスを提供していくためには関係機関が連携し、総合的な取り組みを実践していくことが必要です。

また、本計画を推進し、障がいのある人が住み慣れた地域でともに生活し、活動できる社会を実現していくためには、行政による対応だけでなく、市民をはじめ、障がい者団体、ボランティア団体、NPO法人、中央市社会福祉協議会などの多くの地域関係団体・機関の参加と行動が不可欠です。それらの関係団体・機関と相互に連携を図り、計画の推進に努めます。

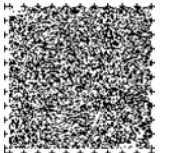
3 計画の点検・評価

「中央市 第2次障がい者計画」は平成29年度から平成35年度までの7年間を計画期間としていますが、本計画の着実な実行に努めるため、PDCAマネジメントサイクルに基づき、計画の進行管理・進捗についての評価を適宜行います。

また、必要に応じて当該施策・事業の必要性等について関係団体・機関と協議し、社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、計画期間内であっても、効果的な計画となるよう見直しについて検討します。



資料編



1 障がい者制度改革の動向

(中央市の主な動き)

平成18年4月～「障害者自立支援法」施行

- 身体・知的・精神の3障がいのサービスを一元化
- 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)の導入 等

◎中央市誕生
(平成18年2月)

平成19年9月署名～「障害者の権利に関する条約」に署名(※平成26年1月批准)

- 障がい者の市民的、政治的権利、アクセスの確保、教育・労働・雇用・社会保障の権利などを保障、障がいに基づく差別を禁止

◎中央市障害者計画・障害福祉計画策定
(平成19年3月)

平成22年6月閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」について

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」を最大限尊重
- 基本的考え方:障がいの有無に関わらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認めあう共生社会の実現

◎中央市発達障害児(者)等生活支援事業開始
(平成20年6月)

◎中央市障害児(者)地域活動支援センター事業開始(平成20年6月)

◎中央市第2期障害福祉計画策定
(平成21年3月)

◎中央市地域生活支援事業開始
(平成21年7月)

平成22年12月の「障がい者制度改革推進会議」にて「障害者制度改革の推進のための第二次意見」をとりまとめ

「障害者自立支援法」等の一部改正

- 公布日(平成22年12月10日)施行
 - ・発達障害が障害者自立支援法の対象になることの明確化
- 平成23年10月1日施行
 - ・グループホーム利用の助成
- 平成24年4月1日施行
 - ・応能負担原則への見直し
 - ・支給決定プロセスの見直し

平成23年6月成立(平成24年10月施行)「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」制定

- 国や地方公共団体、福祉施設従事者等に障害者虐待の防止等の責務
- 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報の義務

◎中央市第3期障害福祉計画策定
(平成24年3月)

◎中央市障害者日常生活用具給付事業開始
(平成24年4月)

◎中央市・昭和町障がい者相談支援センター開設
(平成24年4月)

◎中央市・昭和町障がい者虐待防止センター開設
(平成24年10月)

平成23年8月成立「障害者基本法」改正

- 公布日(8月5日)施行 一部は政令で定める日
- 推進会議の第二次意見に基づき改正案を策定
- 差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定

平成24年6月成立(平成25年4月施行)「障害者総合支援法」制定

- 社会モデルに基づく理念の具体化
- CHとGHの統合、重度訪問介護の範囲拡大、難病患者への支援など
- 地域生活支援事業の追加

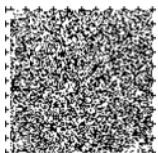
平成25年6月成立(平成28年4月施行)「障害者差別解消法」制定

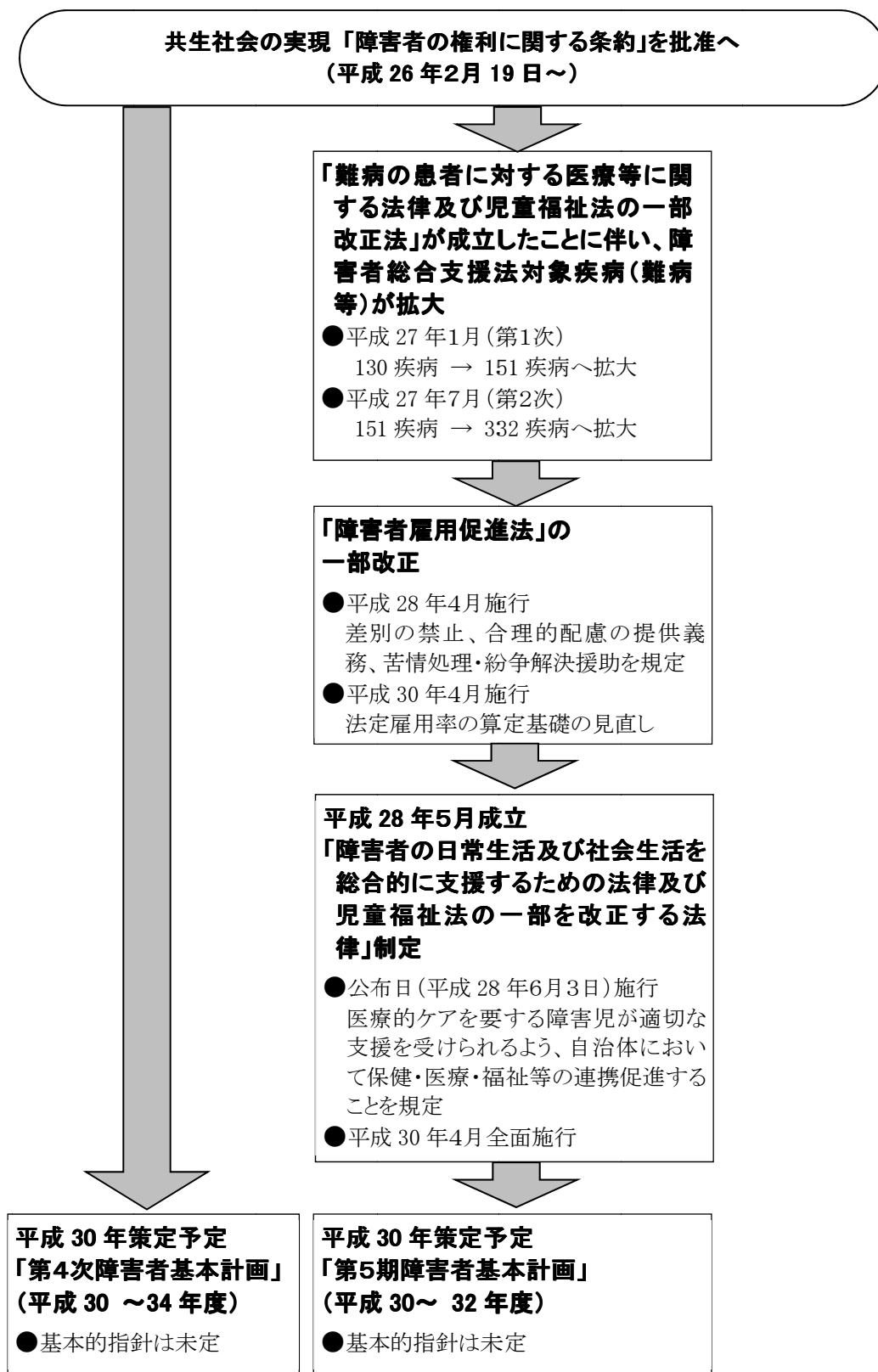
- 「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」
- 国・都道府県・市町村などの役所による「対応要領」の作成及び事業を所管する国の役所による「対応指針」の作成

◎中央市・昭和町自立支援協議会の設置
(平成25年6月)

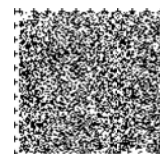
平成25年9月閣議決定「第3次障害者基本計画」(平成25～29年度)

- 5年計画に変更
- 基本原則の見直し(地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調、障害者の自己決定の尊重)
- 安全・安心、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮の3分野追加



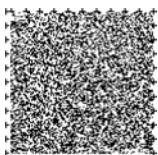


- ◎中央市第 4 期
障がい福祉計画策定
(平成 27 年 3 月)
- ◎手話通訳者を福祉課に
配置
(平成 27 年 4 月)
- ◎障害者(児)施設入浴
サービス事業開始
(平成 28 年 4 月)
- ◎ヘルプカード配布事業
開始(平成 28 年 9 月)
- ◎中央市第 2 次
障がい者計画策定
(平成 29 年 3 月)



2 中央市第2次地域福祉計画・障がい者計画策定委員名簿

	区分	氏名	役職名	備考
1	有識者	井口 俊和 <small>いぐち としかず</small>	中央市自治会長会副会長	
2		長島 幹夫 <small>ながしま みきお</small>	中央市民生委員児童委員協議会会長	～H28.12
		吉留 光廣 <small>よしとめ みつひろ</small>		H29.1～
3		田中 輝美 <small>たなか てるみ</small>	中央市議会議員 厚生常任委員長	会長
4	地域福祉 関係者	後藤 正興 <small>ごとう まさおき</small>	ことぶきクラブ連合会会長	
5		鷹野 壽江 <small>たかの としえ</small>	塩の会会長	
6		鷹野 利美 <small>たかの としみ</small>	愛育会会長	
7	障がい福祉 関係者	馬場 正江 <small>ばば まさえ</small>	中央市障害者福祉会会長	
8		矢島 良樹 <small>やじま よしき</small>	中央市心身障害児者父母の会会長	
9		渡邊 信子 <small>わたなべ のぶこ</small>	中央市・昭和町聴覚障害者協会代表	
10	福祉事業 従事者	坂本 桂 <small>さかもと かつら</small>	中央市社会福祉協議会 事務局長	副会長
11		浦野 友美 <small>うらの ともみ</small>	障がい者支援施設 ル・ヴァン サービス管理責任者	
12		阿諏訪 勝夫 <small>あすお かつお</small>	中央市・昭和町障がい者相談支援センター相談員	
13		田中 浩夫 <small>たなか ひろお</small>	中央市役所 高齢介護課 課長	
14		相田 幸子 <small>あいだ さちこ</small>	中央市役所 健康推進課 保健師長	



中央市 第2次障がい者計画

平成 29 年 3 月発行

発行／中央市 福祉課

〒409-3893

山梨県中央市成島 2266 番地（玉穂庁舎）

T E L 055-274-8544

F A X 055-274-1124

e-mail fukushi@city.chuo.yamanashi.jp

lg-fukushi@city.yamanashi-chuo.lg.jp

